

平成28年蘭越町議会第4回定例会会議録

○開会及び閉会

平成28年12月19日

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 3時39分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（ 9名）	1番	永井 浩	3番	向山 博
	5番	難波 修二	6番	赤石 勝子
	7番	福村 正見	8番	中島 湓子
	9番	柳谷 要	10番	熊谷 雅幸
	11番	富樫 順悦		

欠席（なし）

○会議録署名議員

5番 難波 修二 6番 赤石 勝子

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	教育長	首藤 一幸
総務課長	山内 勲	税務課長	梅本 聖孝
住民福祉課長	河野 俊明	健康推進課長	小林 俊也
産業経済課長	矢村 勉	建設課長	淀谷 融
健康推進課参事	坂口 幸夫	産業経済課参事	小川 佳久
教育次長	小林 勝司	会計管理者	竹内 恒雄
農業委員会事務局長	伊藤 真澄	代表監査委員	坪田 和昭

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 佐々木 秋彦 書 記 熊谷 雅仁

○議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	町長の行政報告及び提案理由の大綱説明	
日程第4	一般質問	永井 浩 中島 溢子 熊谷 雅幸 難波 修二 柳谷 要
日程第5	追加日程	
	同意第1号	蘭越町副町長の選任につき同意を求めること について
日程第6	議案第1号	蘭越町名誉町民の推薦につき議決を求めるこ とについて
日程第7	議案第2号	蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期 末手当に関する条例等の一部を改正する条 例
日程第8	議案第3号	蘭越町職員の給与に関する条例等の一部を改 正する条例
日程第9	議案第4号	蘭越町税条例等の一部を改正する条例
日程第10	議案第5号	蘭越町国民健康保険税条例等の一部を改正す る条例
日程第11	議案第6号	平成28年度蘭越町一般会計補正予算（第7 号）
日程第12	議案第7号	平成28年度蘭越町奨学資金特別会計補正予 算（第2号）
日程第13	議案第8号	平成28年度蘭越町後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）
日程第14	議案第9号	平成28年度蘭越町介護保険サービス事業特 別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第10号	平成28年度蘭越町簡易水道事業特別会計補 正予算（第3号）

日程第16	意見書案第1号	JR北海道への経営支援を求める意見書
日程第17	意見書案第2号	大雨災害に関する意見書
日程第18	報告第1号	蘭越町公共施設等総合管理計画の策定について
日程第19	報告第2号	所管事務調査の結果について（総務文教常任委員会）
日程第20	報告第3号	所管事務調査の結果について（経済建設常任委員会）
日程第21	報告第4号	例月出納検査結果報告
日程第22	承認第1号	閉会中の継続調査の申出書（議会運営委員会）

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

これより、平成28年第4回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

平成28年第3回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布してありますので、御了承願います。

なお、北海道新聞社及び町広報広聴係の写真撮影を認めておりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条により、5番難波議員、6番赤石議員を指名いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長からお諮りを願います。

○9番（柳谷要） 議長。

○議長（柳谷要） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 皆さんおはようございます。

平成28年第4回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から20日までの2日間といたします。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会することといたします。

日程につきましては、皆様にお配りしてあります日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどをお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りをします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から20日までの2日間としたいと思います。また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会といたします。これに、御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は2日間とし、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会とすることに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行） 第4回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第5回蘭越町議会臨時会が開催されました11月29日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

12月1日、8時30分から、柳谷議員が北海道社会貢献賞を受賞されましたので、その報告を受けたところでございます。

12月4日、日曜日、10時から、この日は目名地区まちづくり協議会の町政懇談会、引き続き、富岡地区連合会の町政懇談会を開催しております。今年度は、町からの説明を簡素化し、その分を地区の皆さんとの意見交換、要望を伺う時間に充てております。現在まで、町政懇談会7地区1団体、お茶の間懇談会1地区を終了し、年明けには5地区での開催を予定しております。

12月5日、15時から、この日は倶知安厚生病院産婦人科医師確保対策連絡協議会が開催され、産婦人科の医師確保に係る補助金の助成について審議をしております。また、引き続き、倶知安厚生病院運営委員会に出席し、同病院の医師の状況、経営状況について報告を受けております。

12月6日、火曜日、10時から、この日は本町特別職の報酬等について、蘭越町特別職報酬等審議会、大友会長に諮問をお願いしたことから、同審議会が開催され、開会に当たり御挨拶を申し上げます。議題として、町議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当の引き上げと、私の

給料月額についての御審議をいただいております。

12月7日、水曜日、14時30分から、この日は社会福祉協議会の西岡会長が来庁され、新年度予算に係る要望事項として、秋田県で開催されるねんりんピックへのグラウンドゴルフ選手の派遣事業や、社会福祉協議会法人化40周年記念事業について説明を受けたところでございます。

12月8日、木曜日、9時から、この日は蘭越町特別職報酬等審議会の大友会長、志比川副会長が来庁され、特別職報酬等についての諮問に対して、町長、副町長、教育長、議会議員の期末手当についての支給率を0.1%引き上げ、町長の給料月額引き下げとの答申をいただいております。

同じく10時から、この日は蘭越高校の生徒を対象に、今年で14回目となる模擬議会を開催しております。蘭越高校の3年生26名と、2年生16名に出席をいただき、6名の模擬議員から、蘭越町のふるさと納税について、環境衛生向上に向けた取り組みについて、海外への特産品PRについて、施設の改修について、道路の改修等について、蘭越高校存続のための取り組みについての一般質問をいただき、答弁をさせていただいております。

12月9日、金曜日、15時から、この日は長年にわたり国道の防雪柵に花のプランターを飾り、環境美化に御尽力いただきました、字相生の田下雅子さんに緑綬褒章が授与され、私が自宅に出向いて伝達し、その功績を称えてまいりました。

同じく17時から、蘭越土地改良区における宮谷内前理事長の退任に伴い、先に行われた役員選挙で私が理事に当選したことから、この日開催された理事会において、推薦によって理事長をお引き受けすることになりました。

12月13日、火曜日、13時から、この日は新見本館の前所有者の新見健さんと、新たに所有者となった株式会社敷島屋代表の中村取締役社長、また、新見温泉の運営を委託された札幌観光バス株式会社の福村社長が来庁され、新見温泉の今後について懇談をしております。内容を申し上げますと、8月10日付けで売買契約を締結し、新見本館と新見温泉ホテルを購入された敷島屋さんは、札幌駅前で貸しビル業を営んでいる会社で、新見温泉が持つ魅力と歴史にひかれ購入を決められたとのことですが、温泉

経営は素人なので、その運営を札幌観光バスの子会社である株式会社クールスターが担うとのことでした。現在、新見本館を一部改修して、来年の1月7日からリニューアルオープンする予定で、当面、2、3年間は日帰り入浴のほか5部屋を宿泊客用として用意し、1泊1万円以内で提供していくこととし、3年後には全面建て替えを行い、インバウンドを視野に宿泊部門を富裕層向けと一般向けに分けて対応し、最終的には高級リゾート地を目指したいとのことでした。なお、宿泊客の料理については、地元の食材を使ったメニューを積極的に提供したいとのこと、蘭越のお米は有名ですが、その他の特産品についても入手手段を相談したいとのことでしたので、産業経済課長を同席させ、相談の窓口となるよう指示したところでございます。

15時30分から、蘭越消防団の副分団長として長年にわたり消防業務に御尽力いただきました、名駒町の守田勇さんに瑞宝単光章が叙され、私から勲章と勲記を伝達し、その栄誉を称えております。

12月14日、水曜日、9時から、この日は老人クラブ連合会の小川会長ほかが来庁され、新年度予算に係る要望事項として、高齢者の健康づくりを目的に、フランス発祥の球技ペタンクを始めたいとのこと、用具の購入支援について要請を受けております。

15時45分から、ニセコ湯里会中屋会長ほか、町長就任に当たり表敬訪問に来庁され、懇談の中でごみ収集箱の更新についての要望を受け、また、懸案事項、水道施設について、年明け再度、御相談したいとのことでした。

12月15日、木曜日、13時から、この日は日本重化学工業株式会社の水田部長、三井石油開発株式会社の内藤執行役員が町長就任に当たり、表敬訪問のため来庁され、本町とニセコ町において調査中の地熱発電の進捗状況について、御報告をいただいたところでございます。

12月16日、8時30分から、この日は南しりべし森林組合の今村組合長理事ほか、新年度予算に係る要望事項として、未来につながる森づくり推進事業などの町からの補助助成に係る説明を受けたところでございます。

次に、本日御提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を

申し上げます。

追加して上程いたしました、同意第1号は、蘭越町副町長の選任につき、議会の同意をお願いするものでございます。

現在、空席となっております副町長について、地方自治法第162条の規定に基づき、選任につき御審議の上、同意いただくものでございます。

議案第1号は、蘭越町名誉町民の推薦につき議決をお願いするもので、11月12日退任された宮谷内前町長を、蘭越町名誉町民に関する条例のより、名誉町民に推薦するものでございます。

議案第2号は、蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の議決をお願いするものです。

この条例は、蘭越町報酬等審議会の答申に基づき、蘭越町議会議員、蘭越町長、副町長、教育長の期末手当の引き上げと、蘭越町長の給与月額を引き下げについて、条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号は、蘭越町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の議決をお願いするものです。

この条例は、平成28年度人事院勧告の内容を踏まえ、蘭越町職員の給与月額、勤勉手当の引き上げ、扶養手当の改正について条例を一部改正するものでございます。

議案第4号は、蘭越町税条例等の一部を改正する条例について、第5号は、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、それぞれ議決をお願いするものでございます。

議案第4号は地方税法の一部を改正する法律、議案第5号は所得税法の一部を改正する法律がそれぞれ施行されることに伴い、所要の措置を講ずるため、それぞれの条例の一部改正をするものでございます。

議案第6号は、平成28年度蘭越町一般会計補正予算第7号でございますが、歳入歳出それぞれ7,111万7,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、1款から10款までの給料、職員手当等、共済費の追加につきましては、給料月額、期末勤勉手当の引き上げ等によるもので、総務費の寿都テレビ中継局予備電源設備設置工事373万3,000円の追加。民生費の北海道後期高齢者医療広域連合負担金442万6,

〇〇〇円の追加。農林水産業費のイエスクリーン米等生産拡大支援事業 353万3,000円の追加など、歳出総額7,111万7,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、担い手確保・経営強化支援事業補助金3,054万8,000円など、歳入総額7,111万7,000円を充当するものでございます。

議案第7号につきましては、平成28年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ24万5,000円の追加をお願いするもので、歳出では、奨学資金貸与基金積立金24万5,000円の追加。歳入では、奨学資金貸与基金寄附金を充当するものでございます。

議案第8号につきましては、平成28年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ248万円の追加をお願いするもので、歳出では、北海道後期高齢者医療広域連合保険料等負担金240万7,000円の追加など、歳出総額248万円の追加。歳入では、現年度分普通徴収保険料226万4,000円の追加など、歳入総額248万円を充当するものでございます。

議案第9号につきましては、平成28年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ26万8,000円の追加をお願いするもので、歳出では公用車の修繕料26万8,000円の追加。歳入では、自動車損害共済金26万8,000円の充当をお願いするものでございます。

議案第10号につきましては、平成28年度簡易水道事業特別会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出それぞれ270万5,000円の追加をお願いするもので、歳出では、水道施設修繕料270万5,000円の追加。歳入では、消費税還付金及び還付加算金194万9,000円の追加など、歳入総額270万5,000円を充当するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明をいたします。

以上で行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番永井議員、質問席へ着席願います。

○1番（永井浩） はい。

○議長（富樫順悦） 1番永井議員。

○1番（永井浩） 町長の定例で初めての質問第1号ということで、光栄にも思いますし、緊張いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、第一問目なんですけども、大型水槽消防車の導入についてであります。

質問内容はですね、平成28年第1回定例会において、私が宮谷内町長に同様の質問をいたしまして、その答弁は、平成24年度から、羊蹄山ろく消防組合消防力整備10年プラン計画の中で、蘭越の大型水槽消防車は平成27年から平成29年までに整備するとされています。町の財政状況や過疎債の借入枠との調整を図りながら、できるだけ早期に導入したいという答えをいただいております。

金町長の5つの基本政策の一つに安全・安心な暮らしを守るまちづくり、防災・防犯体制の充実強化、火災予防対策と消防体制の充実強化を掲げられていますが、平成29年度予算に大型水槽消防自動車を導入する計画はあるのか、お考えはあるか、お伺いします。

○町長（金秀行） はい。

○議長（富樫順悦） はい。金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の大型水槽消防車の導入についての御質問にお答えをいたします。

今年の第1回定例会において、同様の主旨の御質問をいただき、その際に、繰り返しとなりますが、本町の広大が行政面積を勘案した場合、有事

の際には、10トン級の大型水槽車が現地へ急行し、いち早く消火体制を整えることはとても重要であると認識しており、町の財政状況、特に建設事業費の規模や財源となる過疎債の借入枠との調整を図りながら、できるだけ早い時期に導入したいと、宮谷内前町長からお答えしたところでございます。

今回、改めて、私が町長選挙で掲げました公約の一つに触れられ、新年度予算において大型水槽車の導入予定はあるかとの御質問でございますが、私は、議員御指摘のとおり、町政を執行するに当たり、五つの基本政策を考え、そのうちの一つに安全・安心な暮らしを守るまちづくりとして、火災予防対策と消防体制の充実強化を町民の皆さんに訴えてまいりました。

私は、このことを実現するためには、大きく二つの側面から取り組んでいく必要があると思っております。

その一つには、マンパワー、人的資源の充実であります。

過疎化の伴う消防団員の減少は、深刻な問題となっており、将来の団を担う若手団員の確保が喫緊の課題であります。これらを解決するためにどのようなインセンティブ、交渉をもって入団促進への道を開いていくのか、また、そのためにどのような団員への処遇改善等を図っていくべきかを検討しなければならないと考えております。

そしてもう一つは、ハード面での整備でありまして、防災拠点となる消防庁舎の建替は行いましたが、消防水利の充足率向上や資機材の充実、さらには水槽車の適宜更新が必要不可欠であることは、私も十分認識しているところでございます。

そうした中で、大型水槽車の導入についてでございますが、火災時における防火水槽が設置されていない場所での初期消火活動においては、近隣消防署からの支援が来るまで、現存する水槽車だけでは放水対応ができない時間が生じるなどの現状となっていることは、承知しており、その必要については、私も感じているところでございます。

ただ一方で、前回の御質問の際にも、宮谷内前町長から申し上げましたとおり、限りある財源の中で、町の全体予算と特定財源となる過疎債の借入枠を見極めなければならないという現実的な高いハードルもありまして、平成29年度に導入するということは、現段階では明言できないことを御

理解を願いたいと思います。

なお、消防支署からは、既に新年度予算で大型水槽車の購入予定が計上されておりますが、10トン級の新車で各種諸経費も含めて約6,500万円の要望額となっております。

また、新年度予算に仮に計上することが困難となった場合には、消防力整備10年プランの第3次整備期間となる平成30年度から平成33年度に導入時期をローリングし、できるだけ早い段階で配備したいと考えておりますので、併せて深い御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） 財政の問題は確かに大きいと思います。しかし、町民の生命、財産、安全を守るのは行政の役割だと思います。これは、やはり優先して取り扱わなければならないと思いますし、財政の問題があると言って30年、33年まで繰り下げられたら、ちょっとこれは問題があるんじゃないかと思います。いろいろと財政のあり方というのは、次の質問にもありますが、予測できないであがる不用額その他いろいろあると思いますが、やはりこれは、早期導入を最優先に考えるべきではないかと思います。金額的にも6,500万から7,000万、導入に当たり設計プラン等の要望その他考えていくと、約1年かかります。例えば、運良く29年に、初期の段階の予算計上で入らなくてもですね、5月、6月、10月で目途がついたって言って、そこで発注かけても、早くて30年度、もしかしてずれ込むと31年度の導入となる可能性もあります。これはやっぱり目的を持って、お金のあり方を先に考えるのではなくて、導入を先に考えてなんとかお金のことを考えるっていう、逆のかたちで考える方策というのはないものでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の再質問でございますけれども、確かに、お金を考えないで、導入を計画的に行うという部分の考えもあるかもしれませんが、そのために早期導入をお願いしたいということですが、現在、議員も団員としてですね、御活躍をいただいておりますので、十分御承知だと

と思いますが、蘭越隊のタンク車、これが3.5トン、そして、タンク2ということで2トン、現在、2つがあって、5.5トンの水槽車があるという現状でございます。更にそれを更新をかけて10トン級ということですので、今は羊蹄山ろく消防組合ですから、仮に蘭越で火災があった場合は、近隣町村、ニセコ消防隊、真狩消防隊、これが水槽車を持って応援に来るというような体制ができていますので、なんとか私の部分としては、入れたいと、更新したいという気持ちがありますが、先ほど議員が言ったですね、やはり町の中ではいろいろ重要となる懸案事項があります。それと6,500万というですね、金額については、やはりそう簡単にですね、すぐそれを出せる、やはり有利な起債ですね、過疎債の枠の中で、今は更新をかけていかなければ、これは購入できないのではないかという部分を考えております。年々、過疎債も限度額というのはある程度限られてきていますので、その部分を十分ですね、私は考えた部分の中で検討しなければならないというふうに考えております。ですから、永井議員が言った、先延ばし、先延ばしという、その考えはですね、私もできれば早急には入れたいというふうに思っておりますが、仮に29年度できない場合、33年度まで延ばすのかという考え方もあるかもしれませんが、私としては早急に入れたいが、やはりその財政というその町の行うですね、そういうお金の部分が付かなければ、やはり、私は事業は難しい部分があるなというふうに考えております。そのへんのところは内部で十分ですね、私もどのへんの、29年度の予算がどのぐらいの予算規模でできるか、そして、その一般財源ベースがどのぐらいなのか、過疎債がどのぐらいの枠なのか、そのへんのところを見極めて、既に消防から6,500万という案でですね、予算案が計上されておりますので、そこを全体的に見ながら最終判断をしたいという考え方で現在おりますが、そこはですね、仮に来年度必ずやるということは、今、この場では、先ほど言ったように、申し上げられない、それは全体的な予算を見て、もしかしたら、1年それがどうしてもですね、先にローリングせざるを得ないというような判断になるかもしれないということを御理解願いたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） 優先課題があるということは理解しました。ただ、やっぱりこれだけは覚えておいてもらいたいのですが、先ほど、対策の中でですね、1にマンパワーが必要だと、人的資源の開発や、入団者を増やしたいと、そのための福利厚生とか考えていきたいと、確かにそれも大事ですけれども、今、積極的なハード面のものを導入すると、それ以上に、今、難しいのは人集めであります。今いる人材、高齢化になっていますが、その人たちをどう使っていくか、どううまく災害に対応できるかという問題もありますし、それにはやはり、ハード面の新しい機械の存在というのは大きな問題になるということも併せてですね、御理解いただいて、今、期限は決めれないとおっしゃってましたが、うまくお金を活用できような隙間ができましたら、第一課題として大型水槽車の導入ということのを頭の中にいれておいていただきたいなと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（富樫順悦） 金町長

○町長（金秀行） 永井議員がおっしゃったとおり、私も、今回の町長選の公約の中としてですね、この部分は導入したいというようなかたちには考えております。ただ、繰り返しになりますが、限られた財源というのはですね、この必要性は私も十分認識をしつつ、やはり、いろんな課題があると、その中でですね、取り組んでいかなければならないと、そういう事情もあるということをお理解いただきながら、私も今、永井議員から訴えられた、要請を受けた部分は十分、心に留めながらですね、早急な対応、できるのであれば導入したいという気持ちはありますが、この場では、29年度ということは差し控えさせていただきたいという御答弁をさせていただきましたので、御理解を願いたいと思ひます。以上です。

○1番（永井浩） はい。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） 次の質問に入ります。

不用額の位置づけと次年度予算の重点政策についてであります。

今の問題にも、お金の問題とちょっと絡みますが、本町における不用額は、予算の目的は十分達しながら節約工夫によって生じたものと思いますし、予算の執行は適正になされた結果だと思っております。

予算の科目の目・節は、町長の権限で相互に流用できますが、目・節の積み上げが款・項を含めた予算が議決されておりますので、不用額の内容については相互の理解が必要だと、私は思います。

平成27年度決算において、約1億2,600万の不用額が生じております。

これが、次年度繰越金や基金となりますが、予算編成するに当たり、計上されずに保留や見送った時点候補の政策・事業があると思います。その政策・事業は該当年度において補正対応で実施したものがあるか、また、次年度の予算編成において、どのような位置づけにあるかお伺いします。

現在、平成29年度予算の編成時期のことと思いますが、予算全体における重点政策・事業があるものと考えています。現時点で考えられる具体的なものがあればお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の不用額の位置づけと次年度予算の重点施策についての御質問にお答えをいたします。

はじめに、議員御承知のとおり、不用額は、予算減額から支出済み額と翌年度繰越額を差し引いた残額で、将来にわたって支出を要しないというものとされております。

予算の執行は、定められた費目にしたがって収入、支出の手続きを進めるわけですが、事業内容が変更になったり、後に詳細が決まる場合もありまして、議員御指摘のとおり、職員は、目・節内で流用しながら、できる限り、予算に沿った事業の実施に努めております。

この過程で、執行残が生ずるわけですが、これらの残った予算は、無理に使わず、多くの事業で執行残が積み重なり、結果として不用額が計上されるものでございます。

ただし、事業の変更や中止によって、多額の執行残が発生したものは、予算を補正し、議会の承認を得ております。

次に、不用額の取り扱いですが、地方自治法第233条の2では、各会計年度において、決算上、余剰金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならないとされ、ただし書き中、条例の定めるところにより、議会の承認を受け、余剰金の全部または一部を繰り越さないで、基金に編入できるとされております。

さらに、地方財政法第7条では、決算上の余剰金の2分の1を下らない金額は翌々年度までに積立て、または地方債の償還財源に充てなければならないとされ、議員御指摘のとおり、本町でも、財政調整基金や減債基金に積み立て、残を翌年度繰越金として、補正予算の歳入に充てております。

さて、議員御質問1点目の、計上されず保留、見送った政策・事業が当該年度において補正対応で実施したものがあのかとの御質問でございますが、補正予算については、原則、年度の途中での災害の発生、政策の変更、制度の改正、緊急的な修繕等で、経費に過不足が生じる等の事態に即するもので、事業の詳細が明らかになったり、緊急性の増した事業についても、担当課と財政担当課で協議し、必要に応じて議会に上程し、補正予算として承認いただく場合がございます。

また、保留、見送った政策事業を、繰越金で、補正予算により、実施することも可能でございますが、その事業の優先度が低く、緊急性の乏しいものについては、年度途中での実施を、原則、見送ることとしておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、次年度の予算編成において、どのような位置づけにあるのかとの御質問ですが、担当課と財政担当課の予算折衝において、前年度からの要望未実施事業として扱われ、担当課で考える優先度、財政担当課における総体的な歳入歳出のバランス、政策実現のための私の最終判断にもよりますが、必ずしも次年度予算への計上が保証されているものではありませんので御理解をお願いいたします。

次に、2点目の平成29年度の予算編成に係る重点政策・事業について、現時点で考えられる具体的なものを教えてくださいとの御質問ですが、財政担当課において、予算編成前に、当面の事務・事業見通しとして、向こう7年間の建設事業・ソフト事業を取りまとめ、今後予定される町の事業が明らかにされております。

新年度予算は、この取りまとめを反映し編成されておりますが、現時点では、5地区の道営農地整備事業負担金による着実な農業農村整備の推進、育苗施設既設棟の配管等の更新事業、大谷団地公営住宅建設事業、総合体育館大規模改造事業などが重点になるものと見込んでおります。

また、私が選挙で訴えてまいりました5つの基本政策を実現するための事業についても、新年度予算に盛り込みたいと考えておりますが、議員の皆様概要をお知らせするにはもう少し時間を頂戴したいと存じますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） 私たちは上がってきたものしか知らない、分からないんですね。予算というのは。例えば、不用額においても、例えば、候補として保留された事業、例えば、次点になった、これはやりたいけどっていうような候補の施策がよく分からないものですから、果たしてそれが年度中に、何と言いますか、補正とかでこの事業をやりましたよと、優先順位1位だったのでやりましたよとか、来年度予算この事業から、前年度保留もしくは見送ったので上げましたよということが、前年度どういう事業が上がっていたかが分からないものですから、こういう質問をしましたし、また、どういう事項が重点で、どういう事項が落ちているのかということが分からないんですね。それをなるべくなら明確に、全部とは言いませんけれども、こういう事業があったけども、こういう理由で、簡単に言えば、財政が無いからできないとか、それはそれまでなんですけれども、そういうということが、私たちが理解していれば、不用額で出そうだ、繰越があるんだからこれをやったらどうなんだということが、お互いに理解しながら財政運営、政策運営ができるのではないかなと思って質問をさせていただきました。そう言うのも、各課から上がってきた施策というのは、やっぱり、その各課の上がってきた施策の後ろには町民がいるということであり、担当課の係長、課長が一生懸命、この担当する課内の施策で、町民から上がってきた意見を、上がってきたものが、おそらく総務課長のところに予算として計上して、その中から保留されたもの、次点になったものがあると思うんですね。そういうのに目を向けていくことも大事なこと

だと思えますし、確かに、今、町長が言われたとおり、判断でこれは実施しないほうがいいとか、そういう色分け、交通整理というのはしなければならぬと思うんですけども、ちょっと僕は次点になっていて実施されていないような政策ってあるのではないかなと思います。その上で、予算編成で、例えば、消防自動車の件もそうですけれども、やりたいけどやれないんだというようなことが、項目として予算編成終了後にでもですね、私たちに知らせるということはできないものでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の再質問にお答えしたいと思います。不用額の位置づけということからですね、その事業を査定の部分の中で、新年度予算に組み入れられなかった、そういう事業を公表することができるのかどうかというような御質問だと思うんですが、まず、確かに各課から上がってきた予算の部分の中でですね、まず一つは特定財源ですね、補助金とかそういう道費とかですね、そういうものが特定財源として、さらにそして、町の一般財源を入れた部分の中で事業をやると、これについては、まず国、道のヒアリングがありますから、そういう部分の中で何年から何年までのまずやっていくんだという部分の中で進めていく部分があります。それと、もう一つは、先ほど言った、町が独自で行う単独事業です。これについては、やっぱり、緊急性の中でですね、各課から要望を上げてきて、その中で第一次の総務課長ヒアリングの中で、その緊急性の中で、来年度の予算、一般財源ですから、その一般財源がどのくらいの枠の中でできるのか、そして、さらにその単独事業が特定財源という過疎債、起債に該当になって事業ができるのか、そういう部分の中を判断して、予算の執行をしております。ですから、仮に、その中でですね、どうしても来年度予算にできない、その事業をそしたら補正で採用するかというような考え方は、今の部分の中ではですね、すぐ補正で対応するというところまでは決めてやっておられません。そう言うのは、なぜかというのは、まず、繰越金、余剰金がどれくらい出るかということがまず一つです。それと、補正予算というのは、先ほど御説明しました緊急性が伴うという部分です。それとか、国の制度が変わったり、先ほど言った、職員のそういう部分もそうで

すが、人事院勧告とかそういうのに基づいて、必ず財源が必要になるという部分については補正予算対応をしますが、その当初予算から漏れた事業を必ず補正予算でできるんだという、そういう補正は今の中では行っていないというのが現状です。ただし、それについては、翌年度事業の中で、やはり、その事業で上げてきますので、そうするとですね、各課の思いと、それと総務課長の中で査定をする、私が最終的に判断する、その中では、やはり、その優先順位というのは決まってくるので、何年も何年もできないというかたちではしないように、そのへんがやっぱり町民の望んでいる、そういう施策であればですね、それをなるべくできないのかどうかということを検討しながら、予算措置をしているということでございます。ですから、議員がおっしゃったですね、どれくらいの事業を公表できるかというのは、膨大な事業がありまして、その各課から上がってくるハード面、ソフト面、そういうものがありますので、事業の部分からいったら、決算ではね、主要施策の説明とかで、そういう中で分かると思いますが、予算前に、どれだけ事業を議員の皆さんに、そういうできなかった事業をお知らせするかということは、かなりですね、このへんのところはこれから検討した部分じゃないとですね、これがなぜできなかったのかというのは、内部でやはり、その担当課と私どもも含めながら、町民のことも考えて、措置をしているという予算上の問題という部分もありますので、ちょっと今の段階でですね、必ずその部分をお示しするということは、ちょっと避けたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。内容としてはそういうかたちで行っております。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） 確かに事務的にも大変なことだと思います。私が言っていること。ただやっぱり、次の予算でこれは何年間か、きちっとお金とか、それから施策が充実しなかったけど今回は入れましたとかっていう、そういう内容の理解が、お互いの相互理解があればですね、もっと施策の今後の町長の考えている、方向性、町の方向性がよく理解できるのではないかと、私は思うんですね。だから全部とは言いませんけども、せめて次点候補ぐらいはね、教えていただいて、次の来年度予算にその次点候補を

何個入れましたとか、この段階ではまだ施策は充実していなかったの、来年度予算でこういうふうになって、今年度予算に入れますよということ分かれば、すごくよい理解が、お互いの、議会との相互理解ができるのではと思って質問をさせていただきました。それで、やはり、随分前にも言ったんですけども、嫌な質問かもしれないけども、不用額がですね、次年度に繰越金に混ざっちゃうと、感覚がなくなって、こちら側見ると、好き勝手に使っているように見えてしまうようなところもあるんですよ。今言ったように、緊急性があるものに使ってますよと言いながらも、基金が莫大にあります。蘭越町は。私もですね、商店主、小さい企業ですが、商店主です。理想は年商イコール基金と、預金というぐらい欲しいところではあります。それぐらいあると遊んで暮らせるんじゃないかと思うぐらいの内容になると思います。確かに今、まだまだ予算の2分の1ぐらいしか基金がないので、基金を貯めて余裕ある町政をやっていくのが大事ですけども、やはり、先ほどの消防自動車に固執しますけども、これだけの基金があっても、6,000万、7,000万の予定金額ができないのかとあって、この不額の問題を考えていくうちに、やっぱりそういうふうに候補、この候補いつになったら、来年になったらもしかしたらできるかもしれないとか、ただ予算がないからできないのではなくて、もしかしたら、これうまく、この施策が充実したら来年はできるのではないかと、そういうのが町民が理解できればですね、相互に理解できれば、もう少し我慢しようとか、もう少し待ってお願いしようとかって、毎年お願いしようとかっていうことができるのではないかと、そうすれば、私たちも相互の、町との予算と私たちの審議することがより理解できてですね、より良い町政運営ができるんじゃないかと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の再々質問にお答えします。まず、1点目の事業の計画の部分の資料関係ですけども、先ほど、私、答弁で申し上げました7年間のハード、ソフト事業、このへんのところが参考資料とか、そういう部分で議員の皆さんに御提案というか、あくまでも参考資料と、そういうことができないか、そのへんのところはちょっと内部で検討した

いなというふうに思っております。あと、不用額についてはですね、先ほども御答弁したとおり、地方自治法、地方財政法に基づいて処理しているということは、議員も御理解いただきたいというふうに思います。ただし、その処理の仕方によって余剰金なり、その部分の使い方ですね、それが必ずしもそれを繰越金、繰越金で全部基金に積んでいるのではないかというような部分が感じておられるかもしれませんが、それはその時、その時のその事業、それと予算規模というのにもよると思います。そして、どうしても、やらなければならない、けども、一般財源をですね、何でも基金を全部崩してそれをやっていいかというのは、やはり、町を執行している部分の中ではですね、これまで健全財政を行ってきたという部分からいけばですね、ある程度の予算規模というのは、私は使う部分が必要かもしれませんが、過大に基金をどんどん崩して事業展開をやるということは、やはりそのへんのところ十分ですね、私一人じゃなく、職員なり、皆さん、そして議会の皆さんも、崩してやるというふうになれば、判断をいただかなければならないわけです。ですから、そこは十分慎重に、私も、永井議員の要請の意図は理解しておりますので、そのへんのところを含めながら29年度の予算に計上をですね、考えてまいりたいということで、答弁とさせていただきます。

○1番（永井浩） 終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、永井議員の質問を終わります。

次に、8番中島議員、質問席へ着席願います。

○8番（中島溢子） はい。

○議長（富樫順悦） 中島議員。

○8番（中島溢子） 私から1点質問させていただきます。

米の生産調整について。

報道によると、米の生産調整は2018年度より廃止されるが、その対応について、本町ではどのような対策を考えておられるのかをお伺いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員の米の生産調整についての御質問にお答えします。

議員御承知のとおり、40年以上にわたって続いた米の生産調整、減反は、国が米価安定を目的に数値目標を示してきたもので、平成29年産米を最後に廃止され、平成30年産からは実質的な自由作付け時代に突入し、日本の農政は大きな転換を迎えます。

生産調整に係るこれまでの経緯を申し上げますと、2018年産以降、国は、全国の需給見通しを示すだけで、目標値の割り振りは行わず、生産者や産地の自主的な取組みに移行することが示されました。

北海道では、平成30年産以降も米の主産地としての地位を揺るぎないものとするため、日本一の米どころの実現に向けた対応を検討するため、4月に農業関係機関・団体・集荷団体等を構成員とする北海道こめ政策改革対応検討会議を設立しました。

本町にも、当検討会議から、平成30年産以降の米政策の見直しにより、国からの配分ルートがなくなることから、何らかの生産目安があったほうが良いか、目安を示す機関はどの機関が良いかなどの照会がございました。

また、8月には、米政策改革対応に係る後志ブロックの意見交換会が開催され、農業団体や関係機関から出された意見を集約した結果、米がだぶつければ米価が値下がりする恐れがあることから、米価安定に需給調整が不可欠との強い声があり、検討会議が全市町村を対象に行った調査でも、需給調整はあったほうが良いとの回答が7割を占めたと聞き及んでおります。

これらの回答を踏まえて、北海道農協米対策本部、道米対ですけども、基本的な考え方をまとめ、道に申し入れを行い、今月末に開催される平成29年産米市町村別生産数量目標説明会において、道としての30年産以降の対応に係る基本的な考え方が示されることとなっております。

さて、議員の本町ではどのような対策を考えているのかとの御質問ですが、本町では、これまでも減反政策に係る米の生産調整は、国から生産数量目標の配分を受け、関係機関・団体で構成する蘭越町農業再生協議会で米生産数量目標・作付面積配分方針を協議いただき、生産者へ生産調整への協力をお願いしているところであり、特に、蘭越町独自の対策を講じて

はおりません。

なお、北海道が検討し、今月末に示されます平成30年産以降の米生産への基本的な考え方については、道議会定例会において高橋知事は、現行の生産数量目標に代わる道内独自の生産の目安として、北海道米の需給動向や産地の販売戦略、作付意向を踏まえて設定することや、行政と関係団体などが一体となってオール北海道で需要に応じた米生産に取り組むことなど基本的な考え方を本年中に取りまとめると述べておりますので、北海道から考え方が示され次第、本町の農業再生協議会に諮り、今後の対応について協議をいただき、取り進めていくことになると考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 中島議員。

○8番（中島溢子） 国では財政制度など、審議会では既に畦がなく水田機能を失っている農地にも交付対象になっていると指摘があったといいますが、国でも収入補てん制度を19年度から創設する方針と言われておりますが、こうしたセーフティネットを共にしながら、米の生産調整の廃止に対する生産者にどう理解が得られているのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） この内容については、最初に産業経済課長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（富樫順悦） 矢村産業経済課長。

○産業経済課長（矢村勉） ただいまの御質問でございますが、議員おっしゃられますように、生産調整が30年から廃止になるということで、自由に作付けができるというような部分も、再生協議会の中では非常に懸念をしております。それで、ただいまのセーフティネットの関係も、国のほうから示されているんですが、現在のところ、先ほど、町長も答弁されていまして、道からの基本的な考え方等が示された段階でですね、今懸念される事項等を協議会の中で協議いただいてですね、

今言った支援策等についてもですね、今後どうあるべきかという部分を協議しながら、何らかのかたちでですね、協議会で検討しながらお示しいたいなど、そのように考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 今、矢村産業経済課長が申したとおりですね、北海道として今後どのように取り扱うか、その生産調整は、その目安というのは、知事は明確に必要であるというふうに道議会、今回の定例会でお答えをしておりますので、町として独自にということは、これまでも行ってませんし、やはり、北海道が示したそういう数値目標に基づいてですね、蘭越町でも再生協議会で検討していきたいというのが、今の考え方でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○8番（中島湓子） 終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、中島議員の質問を終わります。

ここで15分間、休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 次に、10番熊谷議員、質問席へ着席願います。

○10番（熊谷雅幸） はい。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 私から1点質問させていただきます。

機構改革について。

新町長の公約から今後の町組織の機構改革について言及されておりましたが、現在の産業経済課から商工業、観光業を一本化した組織をつくっていくことは、むしろ遅いくらいではないかというふうに感じております。

今後は、人が集まってくるまちづくりを行っていくことが大切であります。さらに、農業・商業・観光を民間団体とも連携させた事業を行い、人

を呼び込んで集めて定住につなげていく施策が大切ではないかというふうに考えます。

そこで、お伺いいたします。

一つ、現在考えられている組織の概要について。

二つ、組織変更に伴う期待される効果について。

三つ、今後の観光協会のあり方について。

以上でございます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の機構改革についての御質問にお答えをいたします。

私の掲げた公約の一つであります、商工・観光課の新設について、議員のお考えも含めた御質問ですが、私も農業と商工観光を連携させた取り組みは定住人口を増やすための有効な施策と感じており、そのための強化を図るべく、機構改革であると位置づけております。

1点目の現在考えられている組織の概要についてでございますが、新設する課の名称については、一つの案でございますが、商工・観光課を検討しております。そこに課長1名、主幹1名、係長2名、そのほか係を1名から2名配置し、全体で5名から6名体制にしたいと考えております。

所掌事務は、これまで商工労働・観光係が担ってきた事務・事業をはじめ、特産品などの地域振興、また、各種イベント関係についても担当させたいと考えております。

次に2点目の組織変更に伴う期待される効果についてでございますが、これまでの産業経済課に属していた室から課とすることで、商工・観光振興を中心に特化された部署として機動性の向上が図られ、加えて、これまでそれぞれの担当部署が行っていた地域資源の活用やPRを一元的に所管することで、有機的で重層的な事業の展開ができるものと思慮いたしております。

もちろん、担当職員が増えることで多くの人脈をいかした新しい発想や知恵と工夫が生まれることも期待しております。

とりわけ、新設する課には、議員が思案される農業・商業・観光を連携

させた事業や、ふるさと納税の返礼品の開発等について、民間活力を視野に入れて取り組むよう、特命事項として指示したいと考えているところでございます。

次に、3点目の今後の観光協会のあり方についての御質問にお答えします。

蘭越町観光協会は、町内における観光資源の適切な開発促進と誘致宣伝をし、観光産業の健全な振興発展に期することを目的に昭和49年に設立され、平成14年度に事務局を商工会から役場産業経済課商工観光室観光係に移して観光振興に努めているところでございます。

協会の組織は、ただいま申し上げましたとおりでございますが、私は、今後の観光協会のあり方については、まず、現在の観光協会長をはじめ、会員の方々が本町の観光産業を今後どのように推進して、それに伴う協会の運営をどう行っていくのか、そして町がどのように関わり支援していくのか、このことが大事なことと考えております。

近年、特に、観光産業は観光庁が発足し、交際観光への対応強化、訪日外国人観光客の増加など、観光産業を取り巻く環境は大きく変化しており、各町村の観光協会においても、様々な運営形態によって観光産業の振興を図っております。

近隣町村の観光協会の現状を申し上げますと、多くの町村が本町と同様に観光協会の事務局を役場内に置き、観光を担当する職員が兼務する任意の団体で業務を行っておりますが、株式会社化したニセコリゾート観光協会をはじめ、一般社団法人、NPO法人を設立し、民間活力により運営をしている観光協会も多いと聞いております。

私としましても、蘭越町・ニセコ町・倶知安町の3町のニセコ観光圏の観光需要や今年3月の北海道新幹線の開通、近年急激に増加している訪日外国人観光客の誘客などの現状から、観光協会の組織強化が急務であり、旧態依然の行政が主導するのではなく、民間視点のノウハウを活用することも必要であるというふうに考えております。

例えば、公益性を求められない法人格での運営により、地元事業者と連携した自然体験や農業体験ツアーの企画・販売、地元グルメ開発など、他地域との差別化を図る事業の展開が可能になります。

本町においても他の観光協会の運営形態と暗に横並びするのではなく、町独自の法人化に向けた検討も必要ではないかと思いますが、誰がどのようなかたちで法人として運営していくのかなどの課題もあり、将来を見据えた観光協会としての方向性をしっかり見定めることが必要であると考えております。

観光は、関連する産業への裾野が広く、地域に及ぼす経済効果も大きく、地域の活性化にとって欠くことのできない主要な産業であり、私も議員御指摘のとおり、観光協会のあり方は大変重要な政策の一つであると認識しております。

協会運営への町の支援など多くの課題もありますが、商工・観光課の新設に伴う組織体制の強化により、今後、協会の皆さんの意見や要望を伺い、さらに関係機関と十分協議しながら検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 有効な施策であるということで聞いております。現在の商工観光に関しましては、現体制ではなかなか日常業務で、忙しい段階ではないかというふうに思っております。これからやはり、今、言ったように、食と農がコラボできるような企画を立てていくことが必要ではないかと思えます。ニセコ観光圏についてもお話ありましたけれども、蘭越町にとっては、ちょっと今、一步遅れている状態ですが、その点、逆に今後の可能性、チャンスがあるというふうに私は理解をしております。現在、いろいろ地方創生という名のもとでいろんな事業を行っておりますけれども、全国的に見ても目立った成果というものがなく、また、商工観光についてはなかなか難しい事業であるというふうに、私もいろんな資料を読んで研究をしておりますけれども、そういう状態にありますので、新しい組織を作っていくことにおいては、非常に賛成をいたしますので、新年度からやっていくのかどうか、ちょっとその点について一度質問させていただきます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の再質問にお答えを申し上げます。今、議員からおっしゃられたとおり、私も観光の重要性をいうのは非常に認識をしております。特に、二セコ観光圏において、本町は奥二セコという、そういう位置づけをされておりました、日々ですね、外国人も訪れて来ている状況にあります。私は、倶知安、二セコとはまた違う、蘭越独自のですね、観光というあり方を、農と観光という、そういうような部分を進めていくことが、今後必要ではないかというふうに考えております。そのようなことから、私としては、是非、新年度の中でですね、その課の設置について、上程をして部分の中で、そして29年度から組織を、体制を強化しながら商工の部分、さらには観光の部分、特にですね、観光だけじゃなく、今、中心市街地の整備計画、そういうものもですね、重要であるというふうに考えておりますので、きちっと課を置いて、課長を配置することによって、各関係機関ともきちっと対応強化が図られるということから、是非、私としては、商工、まだ仮称ですが、観光課という課を29年度から設置して強化を図りたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 新年度ということで、期待をしております。今後の考え方ですけれども、特産品会計、また、道の駅の管理やそれらに関する商品開発ですね、これらも少し組織を統一して、ふるさと納税の話も先ほどありましたけれども、企画開発できるような組織も必要かなというふうに思います。今、町長おっしゃったように、新しい組織ができた場合には、そういう発想で戦略を立てて努力をしていただきたいというふうに思います。私の意見ですけど、何も役場だけで行えというわけではありません。今、言ったように、役場としては運営としての役割を持つことが必要です。運営については、NPOや他の法人格に任せていくぐらいの考え方で発想をしていかなければ、これからはいけないのかなというふうに私も思っております。その点について、新たな、観光協会の役割もきちっと考えなければいけない時期にきていると思いますが、それらを合わせて今後どのように進めていくのか、再度質問させていただきます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の再々質問にお答えをさせていただきます。今後の観光の、商工観光の考え方ということでございます。私も議員がおっしゃったとおりですね、役場が全て今後やっていくというようなことは、これは、やはり、困難な部分があるのではないかというふうに考えております。そのためには、私、今回の選挙においてもですね、民間活力の導入を、是非、図っていきたいというふうにお話をさせていただきました。やはり、民間の持ってるですね、そういう運営、そういうもののノウハウですね、それは、今おっしゃった、特産品とか道の駅、そういう部分については、十分ですね、これからいかしていける部分ではないかなというふうに考えておりますので、私も今の特産品開発ですとか、道の駅の事業については、役場だけじゃなくですね、その民間活力を導入した運営というのを、是非、今後、内部で検討して進めてまいりたいというふうに考えておりますし、また一つはですね、観光協会のあり方についても、十分、やはり、民間というか、民営のその考え方を重要視することで、さまざまですね、取組というのが可能になってくるかなというふうに考えております。特に、観光で成功している部分の地域おこし協力隊の、そういうような部分もですね、近隣町村で行いながら、協力隊として入ってきて、そして、その中で、ある程度経験を積んで、自分で起業化なり、そういうことを行っているというような町村もあるという部分を、担当課長からも私はお聞きしている部分もありますので、そのへんのところも、内部で十分詰めながらですね、より良い方向性を見いだしていきたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 新町長の積極的な答弁を聞いて、非常に好意を持てますし、今後を期待しております。この時期、夕方4時、5時になりますと、非常に暗い時期、商店街もほとんど人が歩いていないというのがあります。逆に役場はまだまだ人の往来が多いです。非常にギャップがあるなというふうに私は思います。これは、誰が悪いということではございませ

せん。そういう事実でございます、これは現在、予想されたことでもありますから、もう一度、商工会というより、商工業の方とか、町内若手の方と十分話し合って、まちづくり全体をですね、考えていってほしいなというふうに私は思います。新聞に掲載された、先日ですね、恵庭の例もありまして、若手が中心となってまちづくり、商店街への加入が増えた、全国的にもほとんどないという事例があるということで、恵み野というところでございます。私も知り合いもいますけれども、話はまだ聞いておりませんが、そういうような話も出てきております。そういう企画ができるような組織を望んでおります。町長の答弁では、協会の運営については検討をしていくと、民間の資源を使っていく、NPO等を活用していきたいというお話がありましたので、是非、その観光協会についても、そういう法人格をもったような、そして、まとめ役、観光協会が活躍できるような場をですね、民間と組んでやれるような、そういう組織を、十分に話をしながら作っていかなければ、まちづくり全体がしぼんでいくような気がしますので、そのへんの考え方について、最後質問して終わりにしたいと思えます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の御質問にお答えいたします。商工業、観光、この振興というのは、本当に早急に進めなければならないという認識をしております。その過程の中で、先ほどから御答弁申し上げたとおり、商工・観光課を設置し、課長が先頭となってですね、各商工業の皆さん、観光業の皆さん、そこときちっと話し合いをしてですね、今後、どのような方向で進めていくのがいいのか、役場主導というよりですね、話をよく聞いた中で、そしてより良い方向性を見出していく、ここが、私が最重点にまず行わなければならないのではないかなというふうに思っています。その方向性を見出す中で、さらに町から支援をしたりですね、いろんなその町の方々がさまざま関わってきて、そして、みんなでこういうような方向性を作り上げていくんだという、そういう認識を持つことが、難しいことかもしれませんが、そういう皆さんが認識を持つ、少しまちづくりに関わってやっていきたいと思います、若い人も含めて。そういうことが必要だと思う

ので、是非、私は、そういう商工業とか観光のですね、そういう振興の部分の中で、難しい計画というよりも、そういう話し合いを持てるですね、そういう場を多く作った中で振興できればいいなというふうに、現在は考えているところでございます。その中でいろんな施策とか、そういうものを、今後出来上がってきて、そして議会の皆さんとの協議により推進していければいいのではないかとというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○10番（熊谷雅幸） 終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、熊谷議員の質問を終わります。
次に、5番難波議員、質問席へ着席願います。

○5番（難波修二） はい。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） 5番。

給食費の一部助成についてということで、お尋ねをしたいと思います。

町長は、公約に掲げた5つの政策の中で、子育て支援対策として、小・中学生の給食費の一部助成をあげておられます。

子育てに苦勞されている若い世代の皆さんにとっては朗報であり、私も基本的には賛成いたします。

しかし、実施に当たっては多額の費用が必要ですし、生活扶助的な事業は経常化して後戻りができなくなりがちであります。

当面急がなければならない町の重要課題の推進や、学習環境の整備など、基本的な教育施策の充実に留意しつつ、優先順位と財政状況を十分検討した上で、慎重に進めるべきではないかと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の給食費の一部助成についての御質問にお答えをいたします。

議員からの給食費の一部助成が、若い世代にとって朗報となる、その一方で、後戻りのできない慎重な検討を要する事業であるとの御指摘は、私も同感でございます。内容を綿密に検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

子育ての支援は、待機児童解消や住宅など、安心して子育てができる環境を整備する支援、さらには、給食費や保育料などを助成して、経済的に支援する給付型の支援に分かれているというふうに考えております。

この給付型の支援につきましては、一過性のものではなく、持続可能なものでなければ世代間の不公平を招く恐れがあり、中長期的な視野にわたる財源確保が求められ、実施するからには強い信念と覚悟が必要であることは、議員御指摘のとおりでございます。

しかしながら、出生率の低下に伴う少子化の主な要因は、若者の晩婚化、非婚化もございますが、家庭経済状況の問題もあるのではないかと考えております。

子育ては、一人が一人を育てるのではなく、みんながみんなを育てる、地域の子どもたちは社会全体で守り、育てるべきで、昨年、本町が策定しました蘭越町まち・ひと・しごと創生の地方版総合戦略においても、子育て支援を掲げており、その中で、子育て世代の経済面・進退面・精神面での負担軽減を図りますとしております。

現在、町政懇談会の真最中で、各地域、町内会から財政負担が伴うさまざまな要望事項があるとともに、今後、各課・局からの新年度予算要求書が提出されてまいります。

さらに、議員御指摘の町の重要課題の推進、教育施策の充実、事業の優先順位と財政状況を総合的に判断し、当初予算規模が過大にならないよう努めなければならないというふうに考えておりますが、私は、義務教育の小中学校に在籍する児童・生徒を対象として、子育て支援対策として給食費の一部助成を平成29年度から実施したいというふうに考えており、担当課にどのような方法で、どれくらいの額を助成することが可能であるか検討するよう支持をいたしているところでございます。

参考までに、対象となる児童・生徒につきましては、250人と見込んでおりまして、給食費の半額を助成する場合は約660万円、3分の1を

助成する場合は440万円程度の費用がかかりますが、町財政の負担を抑えるために、現在、過疎ソフトなど有利な起債を充てることができないか、道庁と協議中でございます。

子どもを産みやすい、育てやすい、子育てにやさしい町を目指すことは、未来への投資であり、そのこと自身がにぎわいのある地域の実現にもつながることから、繰り返しとなりますが、平成29年度から給食費の一部助成を実現することで、保護者を経済面で支援してまいりたいと考えておりますので、議員の深い御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） 今の町長の答弁、私もそういう思いは共有をしているということは御理解いただきたいと思えます。そこで、もう少し議論を掘り下げたいなというふうに思うんですけども、学校給食センターの運営でありますけれども、学校給食法では、施設の運営費用は町が負担すると。学校給食費は保護者負担であるということは、学校給食法で、11条で定められています。その上にたって質問をしているんですけども、教育施策の充実という観点から、2点、少しお話をしたいと思えます。1点は、給食センターの現状の運営状況はどうであるかということで、私自身も16年間経験してきましたので、そこを少しまず1点目としてお話ししたいと思えます。現在の給食センターは、平成11年に供用開始をしておりますので、もう少しで20年、経っておりまして、老朽化が非常に進行しております。例えば、各種調理機器類ですね、そういうもの、あるいは食器類、運搬するカーゴとかですね、そういうもの。それから、ボイラー、それから残さ、残りかすを始末する残さの処理施設、それから浄化槽とか、いろいろな施設、設備があるわけですけども、非常に補修、更新が迫っているということは十分御理解していただいていると思えます。特に、私が思っているのはですね、現在、食器と給食をいっぺんに運べないものですから、搬送についてはピストン輸送を朝早くからしています。町の中をよく見かけると思うんですけども、そういうピストン輸送をして、今は給食を学校に届けているわけですけども、これはやっぱり安全、安心面から、将来的にはワンストップで、給食センターから積んだ物はすぐその

ままの搬送カーゴで教室まで届くというふうにですね、そういう運送システムにしていくべきだと、実は、以前から思っておりまして、これには非常にお金がかかるんです。搬入、搬出口を直さなければならないとか、運送車を直さなければならない、そのためのカーゴを用意しなければならないとか、非常にお金のかかることです。それから、学校でも1階、2階、3階に給食を上げるエレベーター、ダムウェーターというんですけれども、そういうものもありますけれども、それもそういう大型のカーゴにするとそれではだめですので、そういうものも改修しなければならないという、非常にお金のかかることですけれども、給食の安全安心ということ、衛生面を考えると、そういう方向にしていかなければならないというのは昔からの課題でありました。そういうことがあるということ、是非、御理解いただきたいと思います。それからもう1点、これは調理の関係なんですけれども、学校は夏休み、冬休み、春休みと年間60日ぐらいあります。したがって調理員の皆さんは、その間は休みになるわけですね。年間60日少ない就業日数の中で、調理員の処遇をどうするかということも長年の課題であります。そして、給食センターの運営に関わるさまざまな課題があると、こういうことを、まず、学校給食法の定めからいっても、それに係ることは町がまず何があっても第一に負担してやらなければならないということがあるということがあります。もう1点、少し、さらに広げると、給食のことだけではなくて、町の教育費の充実をどう考えていくかということも、やっぱり大事なことだというふうに思っております。毎年、学校からたくさんの方の要望が上がってきていると思います。高額なものも多く、十分措置できていないというのが現実だというふうに思います。教材、消耗品、あるいは最近その流行のIT機器の、付随するようなものの要望というのは、かなり、学校から今でもあると思います。それから、数え切れないほどの維持補修が必要な箇所、備品などもたくさんあります。それから、教員の指導力向上のための研究研修活動の充実、これは本当に重要なことだというふうに思っております。さらにいえば、学校図書館の充実、花一会との連携強化、花一会の図書館化という課題もこれからも考えていかなければならないというふうに思います。あるいは、体育館の補修、先ほどの永井議員の答弁でもありましたけれども、体育館の補修をこれから始

める、あるいはこれも課題ですけれども、今日も報告1号にありますけれども、教員住宅の老朽化という問題もあって、教員住宅の建設も喫緊の課題であるというふうに教育委員会ではきっと考えていると思うんです。こうした給食センター、あるいは学校を取り巻く、そういう環境についてですね、現状に対する認識とこれからどう改善していくかということについても、まず町長の認識を伺いたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員からの再質問でございます。まず、給食センターの状況、これについては、教育委員会のほうから、教育長のほからまずお話をさせていただいて、そして、さらにそれに伴う教育費の充実、これについては、先ほど私が新町長として来た時に、来年度予算をどうするかということで、各課からの要望、懸案事項を取りまとめましたので、その内容と教育関係ですね、その部分を含めた部分については、まず、総務課長のほうから、最初に御説明を申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（富樫順悦） 首藤教育長。

○教育長（首藤一幸） ただいま難波議員から給食センターの運営状況についての御質問がありました。たしかに、平成11年に給食センターが建設されて、現在18年が経っておりまして、さまざまな機器については老朽化が進んでおり、既に更新をしていただいたり、改修をさせていただいている機器もございますけれども、さらに最近は、温水機器等の故障もみられまして、町のほうに修理等について、現在協議をしているところであります。また、今後、さまざまな、やはり、機器が配置されている中で給食センターの設備が成り立っておりますので、近い将来、順次、更新が必要な状況があります。これらの箇所につきましては、町長部局ともよく相談して改修をさせていただいております。また、現在、給食の搬送につきましては、ピストン輸送しておりますけれども、給食車1台で搬送しております。ワンストップで教室まで届く対応につきましては、これから検討していかなければなりませんけれども、学校のエレベーターも非常に年数も

経っております。現在、順次エレベーターの補修を、改修をさせていただいております。これらにつきましては、今後、既にもう改修している学校もありますので、3校の学校ついてのエレベーター改修を進めているところでございます。給食センターそのものにつきましては、年数が経っているということで、非常にお金がかかる状況になってきておりますので、給食といえ、やはり、子どもたちの安全安心に給食を提供していかなければなりませんので、その部分についても、町長とも十分相談して、支障のないように対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（富樫順悦） 山内総務課長。

○総務課長（山内勲） 予算の関係で、私のほうから少し説明させていただきたいと思います。町長が11月13日から初登庁しまして、その後すぐにですね、新年度予算の関係で各課の打合せをしたいということで、課局長会議を開きまして、町長が掲げられました公約、これらを念頭に置きながら新年度予算をどういうふうに作っていくか、そのことについて打合せをさせていただきました。そうした中で、町長の一つの公約であります、公約の一つであります教育費の充実というものも、今、教育長のほうから申し上げられましたけれども、相当数の要望があるということ、それからもう一つは難波議員からも言われたとおり、修繕、それらについても十分検討していかなければならないと、そういうことで確認をしております。本当に、給食センターのことを言えば11年からということで、非常に過渡期にきておりまして、その修繕、維持修繕につきましては、十分、教育委員会からも承っておりますし、新年度予算でもこれは相当の金額を必要として、それを予算化していかなければならないと、そのように認識しているところでございます。また、教育の充実につきましても、町長の公約であります、学校教材、例えば、今、先ほど言いましたように、IT化に関することと言えば、タブレット教材の推進など、そうしたことも十分、念頭にですね、公約の一つでありますので、それらにつきましては、私どもとしては念頭におきながら、新年度予算、厳しい予算ではありますけれども、重点的につけてまいりたいというふうに、今のところは考えており

ますけれども、何分にも各課の予算要望というのもありますので、十分精査をしていきたいと思っておりますけれども、そのような考え方でいるということを一言申し上げさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 給食センターの現状と予算の関係については、今、教育長と総務課長のほうからお話を申し上げたとおりでございます。私自身もですね、給食センターの部分については、新町長となって来た瞬間ですね、給食センターのほうの設備関係がかなり老朽化しているということで、その部分は、是非、安全安心、給食センター自体がですね、その部分をとれなくということは大変な部分がありますので、機器等の修繕については、かかるものは、やはり議会の理解を得てですね、修理しなければならないということをお話をしております。それと、予算の関係について、教育費の充実、これについても今、小学校、中学校から各要望が上がってきておりますし、できる限りの部分はつけたいというふうな部分を考えておりますが、特に、今、中学校なんかはですね、生徒数が減ってきた分、1クラスになってきているということで、その教室が狭い、ですから、2つの教室を1つにしてですね、そういう事業を、是非、行っていただきたいという、そういう要請も来ております。私はこの教育の充実をあげた時にですね、今一番必要としている部分は何なのかということをお、十分、教育委員会のほうにも話を聞いた部分の中で、限られた予算ですから、その中でできるもの、その部分は少し費用がかかる、予算がかかるかもしれないが、十分、議会の皆さんのほうに提案してですね、理解を求めていきたいという指示をしております。そのようなことから、来年度予算については、教育費はけっこうですね、今の私の考え方では、増額になるのではないかなというふうなことを考えております。それと、合わせて、給食費の助成という部分については、子育て支援という観点の部分から、教育費ではなく、私は民生費の部分の中で、子育て支援の一環というかたちで措置したいなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） 最後に聞きたいと思います。今、教育費ではなくて民生費に計上したいという、そういうお話がありました。そこも非常に気になっていたところなので、今からちょっとお話をしたいと思いますけれども、これを質問するに当たって、私が教育委員会や学校とは一切話をしておりません。私個人の考え方でですね、質問しましたので、もしかすると現状とはちょっとそぐわないところがあるかも知りませんが、そういう思いでいるということで質問をさせていただきました。また、教育費だけ考えるということではなくて、さまざまな分野でそういう問題が発生しているという現状があるということは、お互いに共有できると思います。そういう上で、やっぱり子どもたちが将来、社会の中で幸福な生活を営むことができるように、豊かな心と体、あるいは確かな学力を身に付けさせるためにですね、子どもたちにやっぱり学ぶ環境をさらに整備することが町の努めではないかというふうに思っています。しかし、保護者の負担軽減ということは、私に言わせていただくと、決して教育費ではないと、町長はそこも同じ思いで、今、生活扶助的なのということで民生費に計上すると、そういうことで、今の答弁の理解をしております。是非、保護者の負担軽減というのは、やはり、子どもたちの学ぶ環境づくりのために何をやらなければならないかという、その次に考えていただきたいというふうに、私としては考えております。つまり、給食費の助成に多額の予算が必要なために、教育費の充実にブレーキがかかりはしないかということを懸念して、今日の質問をさせていただきました。十分配慮をいただいて、公約の実現を図ってほしいというふうに思います。現在、地方教育行政法の改正で、総合教育会議というものが設置されているというふうに思います。是非、町長と教育委員会等が連携を深めるためには、非常に良い機関だというふうに思いますので、是非、教育委員や学校の意見を十分聴取をして、蘭越の子どもたちのためにより良い教育を推進してほしいというふうに願っておりますので、その部分について、最後に町長の意気込みをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えをさせていただきます。私も教育の充実ということは、公約の中でも推進していかなければならないというふうに考えております。そのような中で、先ほどから答弁をさせていただきましたが、今、教育委員会、学校給食センターも含めてですね、何が、今、子どもたちに必要で、どういう推進を、町としてできる部分は何かということ、十分、実は教育長にもお願いをしておりますし、教育長も、今、率先してですね、学校の先生等とも協議をしながら、校長先生とも協議をしながら、やっぱり何が、今、学校として、子どもたちのために必要なんだということを協議しながらですね、私にいろんな話をいただいているというような状況です。そのような部分を受けて、私も学校の先生、教育委員会、教育委員とともにですね、これから蘭越町にとって、未来のある子どもたちをどう育てていくという部分の中で、すぐには全部はできませんが、段階を踏んだ部分の中でやっていくということが必要だと思っておりますので、今後ともその部分については、話を聞きながらですね、協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願います。そして、給食費については民生費、子育て支援の一環ということで、それでも先ほど試算したとおり、やはり、600万、400万という金額がかかります。これをですね、今、私は過疎ソフトを利用できないかと、これはもしかして、道と協議中でございます。そこができることによって、少しは財源の、特財のそういう補てんということもできる部分はあるのではないかなということも考えですね、それができなくても、私はなんとかお願いしたいなと思っておりますが、子どもたちのために、教育を含めて、今後、職員共々ですね、有利ないろんな事業を含めて、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。以上でございます。

○5番（難波修二） 終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、難波議員の質問を終わります。

昼食のため、休憩をいたします。

再開は、13時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開をいたします。

○議長（富樫順悦） 休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。
次に、9番柳谷議員、質問席へ着席願います。

○9番（柳谷要） 議長。

○議長（富樫順悦） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 私は1点だけ通告をさせていただいております。
質問の前に、若干、御挨拶をいたしたいと思います。

実は、30年前に議会に初めて出させてもらいまして、金町長で3人目の町長さんと議会で質問させていただくことになりました。健康が許せば、任期を全うできると思うんですが、町の将来をともに共有する役職にあるということで、よろしくお願ひしたいと、まず、御挨拶を申し上げたいと思います。

さて、質問させていただきます。

若干、不明瞭な字句も入っておりますが、再質問の中で正していきたいというふうに思います。

譲渡された作品の、質問事項については、曲子光男記念館について。

譲渡された作品の記念館について、先の選挙において、対立候補から白紙撤回で望んでほしい旨の声がありました。開催されている町政懇談会でも提示された資料の中にはございませんので、改めて私から次のことについて、お尋ねをいたします。

もし、建設するとすれば、町民の合意をどのような手法でとられるのか伺います。

2、建設するとすれば、どのような構想を提案されることになるのか、また、文化的、知的行政財産について、町長の所見を伺いたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の曲子光男記念館についての御質問にお答えをいたします。

曲子光男氏の絵画展示施設の整備については、平成25年10月21日開催の議員全員協議会で初めて説明をし、平成25年度、平成27年度の町政懇談会で、将来的に身の丈に合った施設を整備するか、あるいは既存の施設を改修して活用するか、いずれにしても展示施設を整備したいと説明したいと説明してまいりました。

また、平成28年第1回定例会において、中島議員からの曲子光男絵画展示施設についての一般質問で、宮谷内前町長より、今年、まず、山村開発センターのホールで、一定期間、臨時的に絵画を展示し、町民の皆さんに鑑賞していただく機会を作りたいと考えており、展示施設の整備は、蘭越町生涯学習推進委員会をはじめとする関係団体や町民の皆さんから広く意見を聞き、御理解をいただきながら具体的な整備を進めたいとお答えし、7月21日から27日までの7日間、山村開発センターで、曲子光男日本画作品展を開催いたしました。

作品展は、寄贈いただいた作品の中から代表的な絵画20点、原画5枚、スケッチブック2冊、日展資料、雑誌表紙絵などを展示し、期間中、町民の方371人、町外者75人、計446人の御来場をいただきました。

来場された方からは、大きさと迫りに圧倒された。すばらしい、確かに貴重な財産だと思う。全部の絵を見てみたいとの声が聞かれ、この作品展の状況につきましては、平成28年第3回臨時会で行政報告させていただいたところでございます。

さて、1点目の建設に向けて町民の声をどのような手法でとられるのかとの御質問でございますが、一昨年の10月に仮称曲子光男記念館建設等庁舎検討委員会を設置し、展示、収蔵保管施設としての最低限必要となる施設の規模、構造、設備などについて、調査検討を行いました。詳細な検討には至っていないのが現状でございます。

このことから、来年度は、この庁内検討委員会を母体としながら、蘭越町生涯学習推進委員会をはじめとする関係団体、一般町民からの委員も加えた、仮称ですが、曲子光男記念館検討委員会を設置し、具体的内容について、検討を進めてみたいと考えております。

その上で、検討委員会からの協議内容について、議会への報告、さらには町政懇談会等で町民へ説明を行い、一定の理解をいただいた上で、取り

進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

次に、2点目の、建設するとすれば、どのような構想を提案されることになるのか、また知的行政財産についての町長の所見についての御質問でございますが、施設の整備については、さまざまな考えがあると思いますが、現時点で建設する場合の私の考え方としては、施設を単独で建設することは困難であり、既存の施設に併設して、多目的に利用できる複合施設として整備できないか検討をしております。

先般、実施しました町政懇談会の中でも、単独でなくて、複合施設としての整備、例えば、花一会とコラボした文化施設としての活用を考えてはという意見をいただいたところでございます。

具体的な構想については、先ほどの、仮称曲子光男記念館検討委員会に委ねることになりますが、絵画の展示、収蔵保管施設は小規模であっても、相当な費用を要するものであり、町民の合意、理解をいただくことが大前提だと考えております。

いずれにしましても、本町出身の方が創作したかけがえのない、後世に残すべき貴重な文化的財産であり、曲子光男氏や子息の明良氏の情趣豊かな素晴らしい日本画を、町民をはじめ広く内外の皆さんに鑑賞していただきたいと思っておりますし、町の貴重な教育文化財産として収蔵保管し、現状のまま後世に引き継いでいく責務があると考えておりますので、深い御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 説明、私の質問の意図でございますが、改めて、実は昨年度のサッカー場の建設で、町民合意のプロセスが不十分であったということで、記憶に新しいことがございます。私はここからどんな教訓を学ぶのかということが非常に、この新しい、撤回も言われている選挙戦をくぐってですね、どういうものをつくっていくのかということが非常に迫られているというふうに思います。例えば、いろいろ検討委員会を立ち上げて、いろいろ検討をしているということで、私は、出された結論を尊重して、貴重な私どもの財産、いただいている財産を無にすることなく町民の皆さんに提供していくという作業は、是非とも必要だというふうに思って

おります。予算の範囲でもってどうやっていくのかということが、これからもとめられていることだと思います。その際、準備期間でしなければならないことは、私は、原案を提示した町民懇談会を新たに実施する方法、それから、その原案を作る前の段階で、調査のためのアンケート活動などを、かつては合併のアンケートなんかの経験もあるわけですが、それほど大きな労力を扱わなくても済むのではないかと、町内会を通じて、返信用の封筒と同時に一定の質問を差し上げるということで、そういう手順を建設に向けて、もしやるとすればですね、建設に向けて丁寧な、その教訓にたった丁寧な掘り下げが必要でないかというふうに思っております。さて、もう一つですが、私は、最小限の施設でその文化的な価値をどう町民に還元していくのかという立場から申し上げますが、蘭越には自然展示館、それから、フィッシュ・アンド・名駒、それから貝の館、そのほか展示館がございます。これらの反省というのは、きちっとしたかたちでは出されていないんですが、活動の終息を向かえる施設が中にはあるわけですが、当初から私は住民との接点のない展示館、記念館、美術館というのは、やはり官主導のもので、なかなか外部からのお客さんを受け入れるということは、一時的にはできるかもしれないけれども、町民の財産としては重荷になってくる可能性があるかと、これは三重県のオオムラサキの展示館を視察した時に学芸員の方がそういう発言をなさっておりました。手近なところで子どもを導入すると、年間のカリキュラムが決まっている中で、子どもたちにも大変な労力の提供を強いられるということもあるものですから、展示館、記念館については、よほど綿密に計算をして合意を得るような作業というのが必要なのではないかと。例えば、日本画について言えばですね、私は同好会を募って、常時そこを曲子氏の絵を中心に、絵の普及、それから併せてスペースがあれば、そこで日本画や水墨画を通じて町民の親睦を図る、そういう活動をしていただくというようなものセットで、これが子どもたちに広がっていけば非常にいいなというふうに思っております。隣の岩内町では、実は、書道塾、それから油絵の同好会が小学校、中学校、高校を含めてですね、教員の配置、これは実際に、物理的にしているかどうかは分かりませんが、岩内高校では絵の指導をできる先生が常に配置されてくるということをしてこに、町民の間で、木田美術館

がただ孤立して存在しているのではないよということを私は強く感じましたね。ですから、曲子先生の生涯も含めてですね、きちっと皆さんにお知らせして、町民の絵に対する文化的な水準が高まってくるような手助けをできればいいなというふうに、そういうふうに考えております。実は、先ほど3人の町長と一緒にまちづくりのお手伝いをさせていただいた話をしたわけですが、概括して時代の流れを見てもですね、首長に認められる素質ってなんだろうなということを考えますと、事務作業のほか、それから政治的、高い能力はもちろん要求されるわけですがけれども、実は、ここぞと思った時の決断力というのが非常に大事なんじゃないかと、検討、合意も必要なんです、首長としての決断というのが、やはり、実は、歴代の町長から、私は、特に前町長からは強く印象付けられて学んでまいりました。それと同時にですね、施策を決断した以上、遂行する覇気が必要だと、鋭い説得力も必要だというふうに思っております。質問になったかどうか分かりませんが、町長の所見も含めてですね、もう一度伺えればありがたいというふうに思っております。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の質問にお答えを申し上げます。今の曲子光男さんの記念館について、柳谷議員から縷々、お話をされたわけですが、まず、今、現在ですね、役場の庁舎内に、実は、教育長をトップとして、庁舎検討委員会というものが設置をされております。その検討委員会で、今後、曲子記念館をどのように進めるかということ、実は、庁舎内部ですけども、その協議をしております。ただ、その内部でですね、どこでどういうものを建てるかというところまでには、実際には至っていないのが現状です。いろいろ倶知安の小川原脩美術館をはじめですね、管内の美術館、札幌の美術館も見ながらですね、蘭越町に合ったそういう施設を建てるための検討はしているわけです。私は、そのものを受けてですね、できれば29年度にさらに町民の合意というものも含めてですね、その庁舎検討委員会を拡大というか、さらに町民の方々、関係機関、そういう方々を入れた検討委員会をまず設置したいというふうに考えております。その検討委員会の中で、まず協議をしていただいて、先ほど、柳谷議員が言っ

たですね、町民アンケートですとか、さらには町民のための、そういうどう
いう施設づくりが良いのかという案をですね、作っていただいて、その
案を基に、私は町民への説明会とか、議会への説明とか、そういうものを
行いながら、最終的に私が判断をしたいというような考え方でおります。
ですから、これからいくとですね、早急にすぐ来年、建設できるとか、そ
ういうようなことにはならないのではないかなと、その前に、今、それぞ
れ町民の方が、先ほど柳谷議員が言ったサッカー場の町民合意の関係もあ
るというお話をされましたが、私もやはり進めていくためには、最後は私
が決断して議会の皆さんにお話をさせていただきますが、その前に、町民
がどのように考え、どのように進めていくかというお話を伺い、そして、
仮に単独で建てるということは、私は困難だというふうに考えております
し、やはり複合的な施設として、今の施設をプラスアルファにしてですね、
文化的な施設というようなものの中で、町民の理解が得られれば、私は建
設したいと、そのためには、繰り返しになりますが、少し時間をいただい
て、そして、町民のお話を聞きながら、それぞれの関係機関のお話も伺っ
てですね、進めていきたいというのが今の考え方でございますので、御理
解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） どうも選挙中の論戦を聞いていますとですね、あまり
選挙中のことは発言したくないのですが、白紙撤回をして家族と協議して、
曲子先生の家族と協議をして絵を返してしまえという、取られかねない、
何と云うか発言というのがあったように私も受け止めておりました。そう
ではなくて、きちんといただいたものに対して礼節を尽くして、やっぱり
町民の役に立つように、一回そういう決断をしているわけですから、活用
させていただくというかたちで、ただいまの町長の答弁、非常に納得をい
たしております。決して華美にならないように、身の丈に合ったそういう
複合施設を造っていきたいということで、実は、その手順を非常に町民は
心配しております。十分に協議を重ねて、そして有機的に町民が活動でき
るような、そういうシステムにしていくということができればいいなと、
そういうふうに思っております。あわせてもう一回答弁いただきたいと思います

います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問に答弁をさせていただきます。私も本町出身の曲子光男さんですね、創作した絵画、これを本町に寄贈いただいたわけですから、これはやはり後世に残すという、貴重な文化的財産だというふうに認識しておりますので、そのことについては、きちっと町民の理解をいただいた上でですね、進め方をまずしていきたいというふうに考えております。返すとかそういう考え方ではなくて、曲子さんが蘭越町に思いを寄せたそういう貴重な絵画をですね、私たちがきちんと後世に残していく、そのためにはどのような方法で、どう進めていくのがいいのかということ、を、繰り返しとなりますが、検討委員会を設置して町民の皆さんの意見も聞きながらですね、そして、私は残して、ただ収蔵していくというかたちではなくて、文化的な部分で鑑賞をしてもらうということも含めた部分の中で進めるのがどのような方法がいいのかということを含めてですね、十分検討してまいりたいというふうに考えておりますので、繰り返しとなりますけれども、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○9番（柳谷要） 終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、柳谷議員の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第5、同意第1号、蘭越町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、同意第1号蘭越町副町長の選任につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

御承知のとおり、副町長につきましては、8月31日付けで私が退任して、その後、諸事情により現在まで空席になっております。

私が町長に就任して1か月を経過しておりますが、町内外の会議や行事への代理出席、役場内全体の事務事業の把握と各課長への指示など、私の補佐役としての副町長の必要性を強く感じております。

このようなことから、後任として検討に検討を加えた結果、知識、経験、人柄、人格に優れ、また多くの職員から信頼を得ております現総務課長の山内勲さんを副町長として選任したく、同意を求めるものでございます。

山内さんは、役場に昭和55年4月に奉職し、以来36年9か月にわたり職務に精励され、その間、総務課総務係長、総務課主幹、住民福祉課長を歴任し、平成25年3月からは総務課長を務め、現在に至っております。

山内さんならば、町の発展のためにも頑張ってくれると確信しております。

以上、副町長の選任につきまして、地方自治法第162条の規定により、同意をいただきたいと存じますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、同意第1号蘭越町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第1号はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第6、議案第1号蘭越町名誉町民の推薦につき、議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町名誉町民の推薦につき議決を求めることについて、御説明を申し上げます。

被推薦者は、前蘭越町長の宮谷内留雄氏、蘭越町177番地、昭和12年8月15日生まれの満79歳でございます。

議案の提案理由にありますとおり、宮谷内氏は昭和32年、蘭越町に奉職されて以来、財政係長、庶務係長、総務課長を経て、昭和63年8月に助役に選任され、当時、小山田町長が病気療養されたことに伴い、町長職務代理者としてその任に当たられました。

その後、執行された蘭越町長選挙に立候補、昭和63年11月、初当選を果たされ、以来、7期28年の長きにわたり、蘭越町の最高責任者として町政の執行に誠心誠意尽力されました。

また、住民福祉の向上と、本町自治の発展に貢献された功績は誠に偉大であり、町民から郷土の誇りとして深い尊敬を集め、衆民の模範ともなっている宮谷内氏は、名誉町民への推薦に充分値するものと存じます。

つきましては、宮谷内氏を蘭越町名誉町民に関する条例第3条の規定に基づきまして、議員の皆さんの議決をいただき、同氏に名誉町民の称号を贈りたいと思いますので、どうぞよろしく御審議のほどお願いを申し上げます。以上です。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番難波議員。

○5番（難波修二） この提案内容については異議はないんです。質疑はありませんけれども、議案の審議の方法について意見がありますので、討論で発言をさせていただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

討論では反対でなければ討論できないんです。

○5番（難波修二） 反対の立場で。

○議長（富樫順悦） 反対の立場でやりますね。分かりました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

5番難波議員。

○5番（難波修二） 非常に私自身が発言をしていいのかどうか、ちゅうちょしながらの発言であるということ、まず御理解をいただきたいと思えます。先ほども申し上げましたように、この提案の主旨については、十分、私自身も多少ながらも支えとなってきたつもりでおりますので、十二分に理解をしておりますので、宮谷内前町長を名誉町民にするということについては賛成であります。しかしながら、この議案をですね、今日ここで直ちに決していいのかという、その取り扱いについては、ここで決するというところについては反対をしたいというふうに思っています。その理由について少しお話をしたいというふうに思っています。今、申し上げましたように、名誉町民を決めるといふ、そういう議案の重要性から本定例会で議決をせず、継続審議として特別委員会を設置して、さらに慎重丁寧に取り扱うべきではないかというふうに思うところでございます。その理由ですけれども、この名誉町民に関する条例には、目的としてこういうことが書いてあります。功績を称え、自治の振興と民風の作興を促進するという、非常に難しい言葉ですけれども、要約すると、町民の皆さんの盛り上がりを促すと、そういう言葉だなというふうに思っております。つまり、名誉町民になっていただくという、その方を我々も見習おうと、そういうふうに町民の皆さんが思っていていただくという、そういう盛り上がりを促すということがこの条例の最も重要な主旨であるというふうに思っております。こういう大切な議案を、議案が提出をされていることすら大半の町民の皆さんが知らないうちに、この議案が提案をされて、直ちに議決をするというこ

とではいかがなものかなというふうに感じております。宮谷内町長については、私からも申すまでもなく、この提案理由のそのとおりなんでありますけれども、宮谷内前町長に名誉町民になっていただくということについて、町民の皆さんの声をもっと聞くべきではないかと、そういうことが必要だというふうに思います。そのためには時間が必要だというふうに思います。たくさんの声を背景にして、自信を持って我々議員も満場一致で可決をして、宮谷内前町長には心置きなく受けていただきたいと、そういうふうに思いますので、そのようなことから、私はこの議案は継続審議をすべきということで、反対をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 次に、賛成者の討論を認めます。

賛成者の討論ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 予想していなかったもので、十分整理できておりませんが、通常、名誉町民というのは条例に沿って顕彰も含めて指定をして、そして、引退後の御本人を畏敬の念で処遇させていただくという合意だと思います。これは務めて執行者と議会に任せられた、付託を受けた権限だというふうに思います。町民合意に馴染むという、そういう政治的判断の基に決定をさせていただくという、町長の意図だと思います。私も一般行政とはまた違って、その顕彰の役割というのを議会がその一端を担うというのは、非常に光栄なことをごさいますして、私はそういう立場から、本日ここで賛成の立場で討論をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町名誉町民の推薦につき議決を求めることについてを採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第7、議案第2号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山内総務課長。

○総務課長(山内勲) ただいま上程されました、議案第2号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成28年度人事院勧告の内容を踏まえ、また、先般、12月6日に開催されました特別職報酬等審議会におきまして、改定の答申を受けており、議会議員特別職の報酬等について一括改正の上程をさせていただくものでございます。

それでは、参考資料①をご覧ください。

改正箇所につきましては、アンダーラインを引いております。

はじめに、第1条、蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございますが、条例第4条第2項中、100分の202.5を100分の207.5に、また、100分の217.5を100分の222.5に改めるものでございます。

次に、第2条、蘭越町長等の給与に関する条例の一部改正でございますが、条例第3条中、69万円を67万円に改めるものでございます。次に2ページにまいります。

条例第4条第2項中、100分の202.5を100分の207.5に、また100分の217.5を100分の222.5に改めるものでございます。

次に、第3条、蘭越町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございますが、条例第3条第3項中、100分の202.5を100分の207.5に、また、100分の21

7. 5を100分の222.5に改めるものでございます。

なお、附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条の蘭越町長等の給与に関する条例第3条の改正規定につきましては、平成29年1月1日から施行するものでございます。

また、3ページになりますけれども、附則第2項でございますが、この条例により改正規定は平成28年12月1日から適用するものでございます。

また、第3項から第5項までは経過措置でございまして、平成28年度に限りそれぞれ改正後の条例中、100分222.5とあるのは、100分の227.5と読み替えて適用するものでございます。

このことでございますけれども、今年度に限り、6月分の引き上げられた支給割合100分の5を12月の支給割合に上乘せする規定でございまして、この一部改正条例を可決いただいた後に、既に支給されている12月分の期末手当との差額100分の10を追加支給させていただく予定としております。

また、附則第6項につきましては、改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の期末手当の内払いとする規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番永井議員。

○1番（永井浩） 町長給与の69万円から2万円という数字の減額になっていますが、この2万円の根拠はなんですか。

○議長（富樫順悦） 山内総務課長。

○総務課長（山内勲） 先ほどの説明で申し上げましたとおり、実は、12月の6日に特別職報酬審議会というのが開催いたしまして、これは町長の諮問に対して答申するというかたちで行われたんですけれども、その結果につきましては、町長の給料につきましては、管内の動向も勘案しな

がら、一定程度、町長の意向も汲んで引き下げるのはやむを得ないということでお話が進みまして、最終的には1万円の減額という答申をいただきました。この答申を受けてですね、町長が再度ですね、再考いたしまして、自分なりに考えた結果だと思うんですけども、管内の町村長の給料の状況、あるいは管内19町村の平均を見ますと、約66万3,000円という報酬額でございまして、そうしたところも鑑みながら、最終的にはもう1万円、自分で引き下げたいと、そういう意向のもとで今回条例を上程させていただいたということで、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） 蘭越町の町長ですね、職というのは大変激務ですね、重要な町民の生活が身の肩にかかっている重責であります。私は答申というのは、それぞれよく使っている身の丈に合った金額だと思うんですよ。ここで、ちょっと今年の春先にいただいたですね、給与等ですね、答申の、改定の時にいただいた資料があるんですが、平成8年まで79万円だったんですね。町長報酬が。これがですね、平成16年で70万円、その前が74万円で、この後4万円の減額ということで、これも自ら町長が申し出たと。その後、17年から21年までそのまま据え置きと、その時にですね、22年に69万円という答申が出まして、17年度の70万円から、またここから1万円を減額させて町長給与が動いているわけです。その後23年から26年まで据え置きと。まさに重責に合わずに反比例するようにですね、減額なさっています。途中、合併の問題だとかいろいろありまして、町長自ら報酬を、身を削ってですね、財政再建に立ち向かうという姿がありました。それは素晴らしいことで、確かに職員の皆さんにも大変御迷惑をかけて、仕事していただき、現在の蘭越町の財政があるなと思っておりますが、やはり、一つは、やはり重責に見合うだけの対価を払うべきだと私は思います。それを受けるべきだと思います。なんとなく我が身から引くというのは何となくその重責に対してですね、価値が分かっているものとは思いますが、外部から見ると、その程度なんですかと思うように考えられますし、嫌な言い方かもしれませんが、例えば、日本人

ってどうしても遠慮がちです。例えば、町長が頑張っているんだから私たちもという気持ちになってきます。その間、職員の給料はだんだんだんだん復活してますし、私たち議員の報酬を上げていただいております。なんとなく町長がこういう状況にあるのに私たちがというと、日本人的な心理が働いてしまうのも事実であります。なおかつ、これはもっと下世話になるかもしれませんが、納入業者、サービス業者がですね、その対価として、均等に、町長も頑張っているんだからあんたがたまちょっとよろしくお願いしますよぐらいのことを言われてしまうと、正統な対価を受け入れられなくなるのではないかという、そういう無言の圧力がかかってしまうんじゃないかということを私は心配するわけです。今回、いろいろ議案の関係でですね、次、この報酬の議案があるので、あんまり反対とかなんとかはしたくないんですが、やはり、答申というのは、よく言われる、現在の町財政にある、それこそ身の丈なので、それをお受けになるのが筋ではないかと思いますがいかがなものでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員から、重責に見合う金額を払うべきだという、非常に私としてはありがたいお話をいただきました。今回の町長の月額給与改定に当たってですね、私としても、実は、7期28年間務められた宮谷内前町長がですね、北海道の町村会副会長をはじめ、土地連の副会長並びに重要な公職をもってですね、蘭越町のために28年間尽力されたというその重みを、非常に私も尊敬しておりますし、そして、また、新たに私が町長となった場合にですね、私の気持ちとしては、同じ、宮谷内前町長とそれだけの同じ、見合うですね、月額給料でいいのかということも非常に私自身悩みました。その中で、特別職の報酬審議会の中で、私の気持ち、そして、さらには報酬審議会としてもですね、くみ取っていただいた、そういう部分の中で今回、引き下げをさせていただきました。当初、私はもう少し下げて、自分なりに下げてということも考えましたが、答申、さらには、蘭越町の位置づけ、町村長の位置づけ、そういうものもあるんだというふうなお話をいただいて、私なりに考えて2万円の引き下げを、ぜひお願いしたいというふうにしたわけです。永井議員が心配されている、蘭越町長としての重責に見合う金額、さらには下げることによって業者並びにそういう方々に圧力

を及ぼさないかという、非常に御心配されている点もあろうかと思いますが、私はまず、人事院勧告は勧告で出されたものは尊重してやっていきたいと、さらには、私の給与月額についてはですね、御心配された部分は十分理解しておりますが、そのようなことですね、業者の圧力をかけたり、そういうことは一切する気持ちはございませんので、それはこの場できちっとお話をさせていただきたいなと思います。ただし、私も町長に今回ならさせていただいた以上ですね、誠心誠意私なりに努力をしていって、その中で見合うですね、対価というか、その部分で頑張っていきたいというふうに考えておりますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○1番（永井浩） 終わります。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第3号蘭越町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山内総務課長。

○総務課長（山内勲） ただいま上程されました、議案第3号蘭越町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

す。

今回の改正につきましては、平成28年度人事院勧告の内容を踏まえ、給料月額及び勤勉手当支給率等の改正を行う必要があることから、上程をさせていただくものでございます。

それでは、参考資料②をご覧ください。

改正箇所につきましては、アンダーラインを引いております。

はじめに、条例第24条第2項中、掲げる額をを、定める額に改め、次のページになりますが、同項第1号中、100分の80を100分の90に改め、同項第2号中、100分の37.5を100分の42.5に改めるものでございます。

次に、別表第4条関係でございますが、別表の給料表につきましては、左の表から右の表に改正するものでございます。

次に、参考資料の7ページをご覧ください。

第2条として、平成29年度から適用となる改正分でございますが、条例第11条第2項第2号中、及び孫を削り、第3号として満2歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫を加えます。8ページにまいります。

第11条第3項でございますが、こちらにつきましては、それぞれ前項第1号から第6号に掲げる扶養区分ごとの扶養手当額について、改正する内容を記載してございます。

次に、第12条第1項中、いずれかに該当するを、いずれかに掲げるに改め、括弧書きの新たに職員となったものにうんぬんとあるのを削り、同項第2号中、前条第2項第2号または第4号を扶養親族たる子、または前条第2項第3号もしくは第5号に改め、同項第3号及び第4号を削り、次のページとなりますが、同条第2項中、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてを、職員に扶養親族で前項の規定による届出にかかるものがない場合において、その職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはに改め、また、全てを、全て漢字でございますけども、全てに改め、同条第3項を、こちら10ページにまたぎますが記載のとおり改めるものでございます。次に、11ページにまいります。

第24条第2項第1号中、100分の90を100分の85に改め、同

項第2号中、100分の42.5を100分の40に改めるものでございます。

なお、附則第1項の施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行いたしますが、第2条と附則第4項の規定につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

また、附則第2項でございますが、第1条の規定による改正後の給与条例は、第24条第2項を除いて平成28年4月1日から適用し、第24条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用するものでございます。

また、附則第3項は、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす規定でございます。

また、附則第4項は、次の12ページ、13ページにまたぎますが、扶養手当の特例規定でありまして、段階的に平成30年度までに見直す経過措置を規定してございます。

最後に13ページになりますが、附則第5項で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるという規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第9、議案第4号蘭越町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本税務課長。

○税務課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第4号蘭越町税条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

平成28年度税制改正によります地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に交付され、町税条例においても所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正についてお願いするものでございます。

なお、この法律の公布後、内閣総理大臣により消費税引き上げの延期が表明されましたので、それらに関連する部分については、改めて条例改正を行うこととなりますので申し添えます。

それでは、参考資料③蘭越町税条例等の一部を改正する条例の概要により、御説明いたします。

本条では、第1条で本体である蘭越町税条例を改正し、第2条で昨年可決いただきました蘭越町税条例等の一部を改正する条例を改正するものです。

まずは、総則で第19条、第42条、第47条、第49条について、所得税などの国税に準じて特別な場合における延滞金の計算期間を見直すものです。この改正につきましては、平成29年1月1日以降に納期限に到来するものから適用されます。

つづいて、固定資産税で第55条、第58条は、独立行政法人労働者健康安全機構が、一定の業務の用に供する固定資産について、人的非課税とするものです。

第140条、入湯税の納税義務者を定めるもので、従来、15歳未満のものを課税免除としてきましたが、多くの事業者で小学生以上、以下で料金区分を設定していることから、事務負担軽減のため、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの、つまり、小学生以下を課税免除とするものです。平成29年1月1日から施行いたします。

附則第6条は、個人町民税において、特定一般用医薬品等の購入に対して、1万2,000円を超えた金額で8万8,000円を上限に総所得金額等から医療費控除の特例として控除するもので、平成30年度分から適用になります。

なお、現行の医療費控除は所得の5%、また10万円を超える部分が所得控除の対象となっており、人間ドックや予防接種などは対象外となっております。

今回の特例措置は、平成29年1月1日以降に人間ドックやがん検診を受けたものが医療用から転用された医薬品を購入した場合、1万2,000円を超える額を所得控除できるようにするものです。

附則第10条の2第6項第5号は、熱損失防止改修住宅、いわゆる省エネルギー改修住宅に対する固定資産税の減額申請に当たり、工事費要件に補助金による部分を除くこととされましたので、それを証する書類の提出を求めるものです。平成29年度課税分から適用いたします。参考資料2ページにいきます。

附則第20条の2と条項整理後の附則20条の3は、台湾からの利子所得や配当所得について、日台租税取り決めで、限度税率が定められておりますが、日本の金融機関を通じて日本国内居住者がこれらの所得を得た時は、通常の課税としなければいけないため、その所得を町民税において分離課税の扱いとするものです。平成29年1月1日から施行します。

つづきまして、条例の第2条です。平成27年条例第11号、町税条例等の一部を改正する条例で、延滞金の改正により第19条が改正となりましたので、これに合わせて、町たばこ税の申告書に記載すべき条項等の整理を行うものです。

附則として、この条例は公布の日から施行しますが、それ以外の施行につきましては、各条項の説明中に申しあげましたので、省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号蘭越町税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第10、議案第5号蘭越町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本税務課長。

○税務課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第5号蘭越町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

町税条例の改正でも説明いたしましたが、日台、日本台湾租税取り決めが締結されたことにより、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険税条例においても所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正について、お願いするものでございます。

それでは、参考資料④蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要により、御説明いたします。

附則第10条、第11条は、台湾からの利子所得や配当所得について、日台租税取り決めで限度税率が定められており、日本の金融機関を通じて日本国内の居住者がこれらの所得を得たとき、通常の課税としなければいけないところですが、その所得を町民税において分離課税の扱いということにされましたので、国民健康保険税の所得割の算定、そして軽減判定に用いる総所得金額に含めることとするものでございます。

この改正は、平成29年1月1日より施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号蘭越町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで、15分間休憩いたします。

再開は、14時20分といたします。

○議長(富樫順悦) 再開いたします。

○議長(富樫順悦) 日程第11、議案第6号平成28年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山内総務課長。

○総務課長(山内勲) ただいま上程されました、議案第6号平成28年度蘭越町一般会計補正予算第7号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は57億3,903万7,000円でございます。歳入歳出それぞれ7,111万7,000円を追加して、58億1,015万4,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、地方債の変更でございますが、変更でございます。第2表地方債補正によるものでございます。後ほど御説明申し上げます。

なお、今回の補正予算で職員の給与改定等による人件費の補正も行ってありますが、給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付してございますので、人件費につきましては説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。11ページをご覧ください。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額106万4,000円の現。1報酬88万3,000円の減。議員報酬の減でございます。3職員手当等18万1,000円の減。期末勤勉手当でございます。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額652万4,000円の減。特定財源のその他39万円につきましては、社会保険料でございます。2、3、次のページになりますが、4は説明を省略いたします。7賃金299万円。臨時職員賃金で、中途退職した職員補充のため臨時雇用している分でございます。11需用費30万4,000円。修繕料でございます。庁舎のプリンター数台が部品の定期交換時期となり、補正をお願いするものでございます。

4目財産管理費、補正額148万9,000円。13委託料176万1,000円。大湯沼硫黄沈殿物撤去作業委託料でございます。大湯沼に堆積した沈殿物を撤去し、源泉温度の影響を調査するとともに、給湯管への沈殿物混入を防止するため、撤去作業に要する費用を補正をお願いするものでございます。15工事請負費44万2,000円の減。入札執行残でございます。次のページにまいります。17公有財産購入費、17万円。土地購入費でございます。字共栄34番地3の山林1万6,316平米を購入するもので、当該場所につきましては、風力発電用風車の建設予定地となる国有地でございますが、北海道財務局からは直接事業者払い下げすることができない旨の回答をいただき、ただし、町が購入して事業者に賃借することは可能であるとのことから、今回、町が購入し、事業者に貸付するものでございます。

5目企画費、補正額52万8,000円。2、3、4は説明を省略いたします。19負担金補助及び交付金45万5,000円。住宅エコ化支援事業補助金の追加でございます。申請件数の増加により、再度補正をお願いするものでございます。

9目自治振興費、補正額364万1,000円。特定財源の国道支出金186万6,000円につきましては、地域公共ネットワーク等強靱化事業費補助金でございます。また、地方債50万円の減は、辺地債140万

円の減。過疎債90万円の追加でございます。その他93万3,000円につきましては、寿都テレビ中継局予備電源設備設置事業負担金でございます。8報償費10万円。弔慰金の追加でございます。15工事請負費354万1,000円。上里地区集会所建設工事の執行残と、寿都テレビ中継局予備電源設備設置工事、こちら373万3,000円の追加と記載してございますが、訂正させていただきます。新規でございますして、追加を削除願います。工事373万3,000円。寿都テレビジョン中継局において、地震災害時における電源の供給停止の備えとして予備電源設備を新たに整備するものでございまして、国からの補助金2分の1と、残りの経費を寿都町と折半し配備するものでございます。

12目国際交流費、補正額65万円。特定財源の地方債65万円は、過疎債のソフト分でございます。19負担金補助及び交付金65万円。蘭越高等学校国際交流事業への補助金として追加をお願いするもので、今年も先生1人と生徒3人が、ニュージーランド、オークランドの高校で、語学研修などが予定されております。14ページになります。

17目交流促進センター雪秩父費、補正額2万9,000円。3は説明を省略いたします。

18目地方創生対策費、補正額6万円。2、3、4は説明を省略いたします。

19目財政調整基金費、補正額21万円。特定財源のその他21万円につきましては、財政調整基金指定寄附金でございます。25積立金21万円。札幌市の早末様ほか10件からふるさと納税として寄附がありましたので、積立をさせていただくものでございます。

2款総務費 2項徴税費 1目税務総務費、補正額20万7,000円。2、3は説明を省略いたします。

2款総務費 3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民基本台帳費、補正額14万6,000円。2と、次のページになりますが、3、4は説明を省略いたします。12役務費7万円。窓口証明専用複写機設定変更手数料でございますして、町長名の変更に伴う設定変更分でございます。

2款総務費 4項選挙費 1目選挙管理委員会費、補正額5万2,000円。2、3、4は説明を省略いたします。

2款総務費 5項統計調査費 1目統計総務費、補正額6万9,000円。2、3は説明を省略いたします。16ページにまいります。

2款総務費 6項監査委員費 1目監査委員費、補正額3万1,000円。2、3は説明を省略いたします。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額1,993万7,000円。特定財源の国道支出金1,861万6,000円につきましては、臨時福祉給付金事業費補助金と事務費補助金でございます。2、3、4は説明を省略いたします。11需用費15万円。消耗品費でございます。12役務費19万7,000円。通信運搬費と、次のページになりますが、振り込み手数料でございます。14使用料及び賃借料6万円。複写機使用料です。19負担金補助及び交付金1,775万8,000円。臨時福祉給付金システム改修負担金50万8,000円の追加と、臨時福祉給付金1,725万円でございます。20扶助費100万円。高齢者等雪下ろし費用助成事業扶助でございますして、今年度も2万円を上限に助成するものでございます。

2目国民年金費、補正額3万8,000円。3、4は説明を省略いたします。

4目生活改善センター費、補正額8万1,000円。11需用費8万1,000円。修繕料でございますして、名駒地区生活改善センターの灯油タンク交換修理のため、補正をお願いするものです。

6目克雪管理センター費、補正額8万1,000円。11需用費8万1,000円。修繕料で、同じく同センターの灯油タンクの交換修理のため、補正をお願いするものでございます。18ページにまいります。

8目高齢者生活福祉センター費、補正額14万9,000円。2、3は説明を省略いたします。

9目自立支援給付・措置費、補正額12万円の減。19負担金補助及び交付金12万円の減。地域活動支援センター事業負担金の減で、負担金確定に伴う減額でございます。

12目後期高齢者医療費、補正額456万9,000円。特定財源の国道支出金10万7,000円は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金でございます。19負担金補助及び交付金442万6,000円。北海道後期

高齢者医療広域連合負担金で、療養給付費負担金の確定及び精算に伴う追加でございます。28繰出金14万3,000円。後期高齢者医療特別会計繰出金で、保健基盤安定負担金の確定による追加でございます。

13目介護保険事業費、補正額6万6,000円。2、3は説明を省略いたします。

14目地域福祉基金費、補正額17万円。特定財源のその他につきましては、地域福祉基金指定寄附金でございます。25積立金17万円。地域福祉基金積立金で、千歳市の三浦様ほか4件から寄附がありましたので、積立させていただきます。19ページになります。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額69万円。特定財源の国道支出金54万2,000円は、地域子ども子育て支援事業補助金でございます。19負担金補助及び交付金12万4,000円の減。羊蹄山ろく発達支援センター負担金で、負担額確定による減額でございます。20扶助費81万4,000円。子育て支援短期利用及び短時間利用事業扶助で、利用者の増による追加でございます。

3目蘭越保育所費、補正額41万7,000円。2、3は説明を省略いたします。

4目昆布保育所費、補正額3万9,000円。2、3は説明を省略いたします。

4款衛生費 1項保健衛生費 5目診療所費、補正額31万5,000円の減。15工事請負費31万5,000円の減。入札執行残でございます。20ページにまいります。

4款衛生費 2項清掃費 2目じん芥処理費、補正額29万5,000円。7賃金29万5,000円。一般廃棄物最終処分場臨時職員野賃金でございまして、休暇代替分として追加をお願いするものでございます。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費、補正額58万6,000円。2、3、4は説明を省略いたします。

3目農業振興費、補正額3,408万1,000円。特定財源の国道支出金3,054万8,000円は、担い手確保経営強化支援事業補助金でございます。また、地方債330万円につきましては、過疎債ソフト分で、イエスクリーン米等生産拡大支援事業債の追加でございます。19負担金

補助及び交付金 3,408万1,000円。イエスクリーン米等生産拡大支援事業補助金 353万3,000円の追加と、次のページになりますが、担い手確保経営強化支援事業補助金の 3,054万8,000円をお願いするものでございます。

5目農地費、補正額 129万7,000円。19負担金補助及び交付金 129万7,000円。北海道土地改良事業団体連合会への負担金でございまして、同連合会から本町に出向している職員に係る負担金の追加でございまして。

7目ほ場整備事業費、補正額 5万6,000円。3は説明を省略いたします。

8目農業後継者対策費、補正額 249万5,000円。特定財源の地方債 540万円の減につきましては、当初、過疎ソフト分を該当させておりましたが、事業の性質上、過疎債に馴染まないと北海道から指摘を受けまして、今回対象外とさせていただくものでございます。19負担金補助及び交付金 249万5,000円。新規就農者支援事業補助金でございまして、施設整備の要望額が増加したため、追加をお願いするものでございます。

15目客土事業費、補正額 13万6,000円の減。特定財源の地方債 10万円の減につきましては、過疎債ソフト分でございます。また、その他 9,000円は、客土事業分担金でございます。13委託料 13万6,000円の減。客土運搬業務委託料の執行残でございます。

17目育苗施設費、補正額 380万9,000円。特定財源のその他 19万3,000万円は、社会保険料でございます。2、3、4は説明を省略いたします。22ページにまいります。7賃金 50万円。臨時職員賃金で、期間雇用から通年雇用に変更し、補正をお願いするものでございます。

11 需用費 280万円。修繕料でございまして、花苗播種機が19年経過し、この度故障したことから交換修理をお願いするものでございます。次のページになります。

24目産業振興基金費、補正額 14万5,000円。特定財源のその他 14万5,000円につきましては、産業振興基金指定寄附金でございます。25積立金 14万5,000円。産業振興基金積立金で、神奈川県田

所様ほか9件から寄附がありましたので、積立をするものでございます。

6款農林水産業費 2項林業費 1目林業総務費、補正額11万8,000円。特定財源のその他8万円は、森林振興基金指定寄附金でございます。2、3は説明を省略いたします。25積立金8万円。森林振興基金積立金で、札幌市の藤川様ほか7件から寄附がありましたので、積立するものでございます。

4目山村開発センター費、補正額9万円。13委託料9万円。PCB分析検査委託料でございます。山開センターの高圧自動設備を交換したところ、旧高圧設備内の変圧器とコンデンサーに微量のPCBが混入しているという可能性があるため、今回検査を行うものでございます。

6款農林水産業費 3項水産業費 1目水産総務費、補正額7万円。2、3、それから次のページの4は、説明を省略いたします。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額1,000円。2は説明を省略いたします。

3目消費者行政推進費、補正額48万7,000円の減。19負担金補助及び交付金48万7,000円の減。ようてい地域消費者生活相談窓口運営協議会負担金でございます。北海道から補助金が交付され、各町村の負担額が確定したことから減額するものでございます。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額9万8,000円。2、3は説明を省略いたします。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額1万5,000円。2は説明を省略いたします。

2目道路維持費、補正額42万7,000円の減。15工事請負費42万7,000円の減。入札執行残でございます。24ページにまいります。

3目町道新設改良費、補正額106万3000円の減。特定財源の地方債70万円の減は、道路橋りょう事業債でございます。2、3は説明を省略いたします。13委託料42万4,000円の減。ご覧の内容で全て入札執行残でございます。15工事請負費77万7,000円の減。メンコチ線改良舗装工事から、25ページになりますが、目名市街淀川線排水整備工事まで、入札執行残でございます。

6目除雪費、補正額148万6,000円。2、3、4は説明を省略い

たします。11 需用費 51 万円。修繕料でバックホウのアーム部分に亀裂が入り、修理をお願いするものでございます。19 負担金補助及び交付金 80 万円。湯里ビレッジ周辺道路除雪事業への補助金でございます。

7 目交通安全施設費、補正額 40 万円の減。15 工事請負費 40 万円の減。入札執行残でございます。26 ページにまいります。

8 款土木費 4 項住宅費 2 目町営住宅建設費、補正額 9 万 7,000 円。2、3 は説明を省略いたします。

8 款土木費 5 項都市計画費 1 目公園管理費、補正額 16 万円の減。13 委託料 13 万円の減。公園管理委託料の執行残でございます。

9 款消防費 1 項消防費 1 目常備消防費、補正額 95 万 9,000 円。19 負担金補助及び交付金 95 万 9,000 円。羊蹄山ろく消防組合への負担金でございまして、人件費分として追加をお願いするものでございますが、消防費につきましては、参考資料⑤を後ほどご覧いただきたいと思っております。

10 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費、補正額 72 万 4,000 円の減。2、3、次のページの 4 は説明を省略いたします。

10 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費、補正額 259 万 2,000 円。11 需用費 259 万 2,000 円。修繕料でございまして、蘭越小学校の通級指導教室でございますが、外部の騒音により対象児童への個別指導に支障をきたしていることから、通級教室の防音改修工事を行うため、補正をお願いするものでございます。

10 款教育費 4 項社会教育費 1 目社会教育総務費、補正額 9 万 9,000 円。2、3 は説明を省略いたします。

2 目市民センターらぶちゃんホール費、補正額 5 万 7,000 円。2、3 は説明を省略いたします。

3 目コミュニティプラザ花一会図書館費、補正額 157 万 2,000 円。2、3、次のページの 4 は説明を省略いたします。

10 款教育費 5 項保健体育費 1 目保健体育総務費、補正額 4 万 6,000 円。2、3 は説明を省略いたします。

2 目体育施設費、補正額 93 万 5,000 円の減。特定財源の地方債 70 万円の減は、サッカー場整備事業債の減でございます。13 委託料 24

万3,000円の減。入札執行残でございます。15工事請負費69万2,000円の減。同じく入札執行残でございます。29ページにまいります。

3目学校給食センター費、補正額5万9,000円。2、3は説明を省略いたします。

続きまして、歳入に戻ります。7ページをご覧ください。

13款の分担金及び負担金、15款の国庫支出金、16款の道支出金につきましては、説明を省略させていただきます。

次のページになりますけれども、17款財産収入 2項財産売払収入 1目不動産売払収入、補正額1,000万円。3その他不動産売払収入1,000万円。チセヌプリスキー場譲渡収入でございます。

18款寄附金、19款繰入金は説明を省略させていただきます。9ページにまいります。

20款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額463万8,000円。1繰越金463万8,000円。前年度繰越金の追加でございます。

また、21款の諸収入と22款町債につきましても説明を省略いたしますが、これらにより歳出充当するものでございます。次に、4ページをご覧ください。

第2表地方債補正につきまして、御説明申し上げます。

変更でございますが、過疎対策事業債でございますが、補正前の限度額は3億580万円でしたが、210万円を減額いたしまして、3億370万円とするものでございます。また、辺地対策事業債でございますが、補正前の限度額は2,950万円でしたが、140万円を減額いたしまして、2,810万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番難波議員。

○5番（難波修二） はい。5番。2点お尋ねをしたいと思います。21ページ、8目の農業後継者対策費、特財で馴染まないという指摘があったので540万を全額カットになりましたという説明がありました。当初予算の審議の時に、私、確かここ質問した記憶があるんですけども、その新規就農者支援事業の補助金ですね、542万4,000円当初予算で計上されておりました。その農業後継者対策費の中の新規就農者支援事業が、その中身もですね、振興作物の作付に取り組む後継者、あるいは新規就農者に補助するというような、そういう内容なんですよね。非常に分かりづらいうようなですね、質問をしたような記憶があるんです。それで、今回、新規就農者支援事業が過疎ソフトに馴染まないのかということで540万カットになっちゃったと、改めてなんですけれども、その当初の542万4,000円に、さらに今回249万5,000円追加になっていると、合わせて一般財源の欄にあるように789万5,000円が一般財源として手立てをしていくという結果になったわけなんですけれども、新規就農者支援事業の中身といいますかね、今現在もう実績は出ているかと思うんですけども、どういう基準で、どういうものに対して補助をするということ、どのぐらいの方々がこれを受けたのかというあたりが分かれば教えていただきたいなというふうに思います。もう1つは、教育費です。27ページ、10款2項の1、学校管理費の中に修繕料の259万2,000円の追加があります。通級教室の修繕ということで防音設備、実は、総務文教常任委員会で所管事務調査に行った際にですね、ここを見させていただいて、必要なことだなということですね、所管事務調査で行ってきて、担当の先生から伺って、そのことは意見書の中にも確か記載をしたように記憶しております。このことについてはただちにに取り上げていただいて、感謝申し上げたいなというふうに思いますけれども、通級教室に通っている子どもたちは、本町の子どもだけでなく、黒松内も対象になっている、確か、そう思いますけれども、そのへん、このかかった費用のですね、例えばその黒松内に求めるとかですね、そういうあたりのお考えと、どんなような協議をしたかというところを教えていただきたいなと思います。以上、2点です。

○議長（富樫順悦） 矢村産業経済課長。

○産業経済課長（矢村勉） 1点目の農業後継者対策費の新規就農事業でございますが、今、難波議員言われましたとおりですね、当初、平成27年度は、農業研修施設の中で、育苗、農業研修ですね、付いていたということで、後継者対策については馴染まないのではないかと、それで移したほうが良いんじゃないかという部分もあるんですけど、28年からですね、後継者対策費のほうで盛り込ませていただきました。それで、この事業は27年から取り組んでいる事業でございますして、新規就農する研修生、あるいは新規参入者についての助成事業ということで、経営の安定を早期にはかるということの目的が大前提でございます。そのほかに新規就農者だけではなくて、農業後継者にもそれなりの支援が必要ではないかという面もございまして、27年度から新規就農者に最大300万円、後継者には100万円というような支援制度でございます。そのうち27年度は補助対象額の約7割助成するということでございます。28年度、今年度につきまして、財政的な事情もございまして、6割以内ということで、それぞれ10%下げた段階で支援をしていくということで、当初予算で計上させていただきました。それで、どういう事業かといいますと、研修生、トマト生産だとかそういうふうに取り組むんですが、主にかん水施設、トラクター、そういう経営に必要な資材購入、ハウスについては、また別にちょっと補助の部分は持っているんですが、そういう資材関係、トラクターに対しての支援をするというものでございまして、ただいま申し上げられたようにですね、今回249万5,000円を補正してですね。約789万円と、昨年度も9人に対して785万3,000円を支出をしているところでございます。今回、新規参入者8名、これは既存の研修生と新たに農家研修だとかに来て新規就農された方に、8名に対して助成を行っています。そのほかに1名の後継者に対して100万円ということで、合わせて791万9,000円ということで、今回補正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（富樫順悦） 首藤教育長。

○教育長（首藤一幸） はい。蘭越小学校通級指導教室修繕について、御

説明申し上げます。現在、通級指導教室を利用している子ども達につきましては、蘭越小学校11名、昆布小学校1名、黒松内小学校から5名の子ども達が利用しております。この通級指導教室でございますけれども、後志中地区通級推進教育協議会ということで、8町村で運営して、地区を作っているわけですが、27年度までは通級教室を開設している学校につきましては、倶知安小学校と京極小学校の2校しかありませんでした。通級ということで、やはり、蘭越の子ども達が倶知安まで通わなければならないということで、中地区の8町村の教育長が連名で教育局のほうに要望に行きまして、蘭越にその教室を開設していただいたわけでございます。それまでは黒松内も倶知安のほうに通っていたんですが、現在、蘭小と昆布小12名の子ども達も利用しているんですけれども、27年度倶知安に通っている時はどうだったかといいますと、昨年度は蘭越からは1人、年に1、2名程度しか行っていませんでした。やはり、移動の時間、それから保護者の方が連れて行くことで、なかなか大変だということで、必要性を感じているんですけれども、利用できなかつたと、それが蘭越で行うことによって、その指導を受ける必要性のある子ども達が移動しなくても通えと、利用できるという状況になっております。今回、この施設につきましては、放課後とかもやっているものですから、ワークスペースもあって、なかなか録音したり、言葉の遅れ、どもりなどを確認するためには静かな環境で子ども達が心落ち着かせて指導するという部分も必要で、防音対策をするんですけれども、これにつきましては、他方の通級指導教室を開設している学校につきましても、そのような措置をとっております。黒松内からも負担金をという関係もあるんですけれども、黒松内につきましては蘭越まで通わなければならないということ、他方通級施設の中では自分のところに持っていない町村につきましては、それぞれ1万円の負担金を出して通わせているという状況でございます。そのようなことから、是非、本町で防音対策が必要だということで御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） いいですか。

○5番（難波修二） はい。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号平成28年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第12、議案第7号平成28年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林教育次長。

○教育次長（小林勝司） ただいま上程されました、議案第7号平成28年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は353万1,000円でございます。この総額に24万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を377万6,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページをご覧ください。

1 款教育費 1 項教育総務費 3 目積立金、補正額24万5,000円。
特定財源その他につきましては、ふるさと納税制度により、大阪府の木村

様ほか13名の方から24万5,000円の奨学資金への寄附金でございます。25積立金、奨学資金貸与基金積立金24万5,000円の追加でございます。

なお、この24万5,000円の積立により、奨学資金貸与基金積立金の総額は4,640万8,185円となります。5ページをご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出で説明いたしましたとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号平成28年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第13、議案第8号平成28年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河野住民福祉課長。

○住民福祉課長（河野俊明） ただいま上程されました、議案第8号平成28年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきまして、御

説明を申し上げます。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は7,189万7,000円でございます。この総額に248万円を追加し、歳入歳出の総額を7,437万7,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書歳出から御説明をいたします。6ページをご覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金 1項後期高齢者医療広域連合納付金 1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額240万7,000円の追加。特定財源その他14万3,000円につきましては、保健基盤安定繰入金でございます。19負担金補助及び交付金240万7,000円。平成28年度後期高齢者医療保険料に係る負担金につきましては、当初予算編成時におきまして、北海道後期高齢者広域連合から示されていたところですが、本年度の後期高齢者医療保険料額や、法定軽減額が確定したことにより、保険料等負担金を追加するものでございます。

3款諸支出金 2項繰出金 1目一般会計繰出金、補正額7万3,000円の追加。28繰出金7万3,000円。一般会計繰出金の追加でございます。平成27年度事務費の歳入歳出予算の精算により、余剰金を一般会計に変換するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたします。5ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料 1項後期高齢者医療保険料 2目普通徴収保険料、226万4,000円の追加。賦課総額確定に伴い、現年度分の普通徴収保険料を追加するものでございます。

3款繰入金 1項繰入金 2目保険基盤安定繰入金、補正額14万3,000円の追加。保険料法定軽減額確定に伴いまして、保険基盤安定繰入金を追加するものでございます。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額7万3,000円。前年度繰越金を追加して歳出に充当させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号平成28年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第14、議案第9号平成28年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林健康推進課長。

○健康推進課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第9号平成28年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第2号につきまして御説明申し上げます。

この会計の現在の予算総額は5,888万5,000円で、この総額に26万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,915万3,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページをご覧ください。

1款サービス事業費 1項居宅サービス事業費 1目訪問介護等事業費、補正額26万8,000円。特定財源その他26万8,000円につつま

しては、自動車損害共済金でございます。11 需用費、ヘルパーが使用しております軽自動車ですが、車庫入れの際、誤って後ろの棚に衝突し、バックドアパネルの取替え修理などが必要となりましたので、修繕料として26万8,000円を追加するものでございます。

次に、歳入について、御説明申し上げます。5ページをご覧ください。

4款諸収入 2項雑入 1目雑入につきましては、公用車の修繕分全額が自動車損害共済金の適用となるため、26万8,000円を新たに補正するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号平成28年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第15、議案第10号平成28年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

淀谷建設課長。

○建設課長（淀谷融） ただいま上程されました、議案第10号平成28年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について、御説明申し上げ

げます。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2億1,045万9,000円でございます。この総額に270万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億1,316万4,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書歳出から御説明を申し上げます。6ページをお開き願います。

1款事業費 1項水道事業費 2目水道維持費、補正額270万5,000円の追加。11需用費270万5,000円の追加。排雪期間等の漏水事故の多発によりまして、水道施設修繕料に不足が生じたため、追加するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。5ページをお開き願います。

5款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額75万6,000円。前年度繰越金を充当するものでございます。

6款諸収入 3項雑入 3目雑入、補正額194万9,000円を追加するものでございます。消費税の確定申告により、還付されるものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号平成28年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第16、意見書案第1号JR北海道への経営支援を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番中島議員。

○8番（中島湓子） 意見書案第1号、ただいま上程されました、意見書案第1号JR北海道への経営支援を求める意見書を御説明申し上げます。

11月18日、JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表した。

この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が一層加速され、地域の経済や住民の暮らしを破壊することとなり、公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるを得ない。

JR北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件も重なり、設備の維持管理に多額の費用が必要である。

よって、国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、JR北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く予防する。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出するものです。

以上で説明を終わります。御審議の上、採択されますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号JR北海道への経営支援を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり意見書を提出することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

○議長(富樫順悦) 日程第17、意見書案第2号大雨災害に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番福村議員。

○7番(福村正見) ただいま上程されました、意見書案第2号大雨災害に関する意見書を御説明申し上げます。

北海道では、本年8月に台風7号、11号、9号が相次いで上陸し、さらにその後の台風10号などの影響などによって記録的な豪雨をもたらし、各地で河川の氾濫などにより、農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところである。また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがある。

このように、全道各地で甚大な被害が発生し、住民の暮らしや経済活動に多大な影響が生じている。

こうしたことから、住民が一日も早く安心してもとの生活を取り戻すことができるよう、早急な災害対策と今後の防災対策に向け、下記の事項について特段の配慮を強く要望する。

1、自治体の応急対応や復旧復興に要する経費については、特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など、十分な地方財政措置を講ずること。

2、被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道・漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文

教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。

3、復旧だけではない水害に強い河川の改修へ財政措置を講ずること。
一級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。

4、住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すために必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

5、農林水産業への被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山村づくりへの措置を講ずること。

6、大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。

特に、農地の土壌流出や土砂堆積による被害が出た農地は、安定した生産基盤として利用できるまで相当の時間を要するため、土壌改良・客土事業など土地改良事業に必要な経費に対して、十分な財政措置を講ずること。

7、被災中小企業に対し、資金繰り支援を行うこと。

8、異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路・河川をはじめとする公共施設の整理を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の日頃の維持管理に対して、特段の財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99上の規定により提出する。

以上で説明を終わります。御審議の上、採択されますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第2号大雨災害に関する意見書を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり意見書を提出することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

○議長(富樫順悦) 日程第18、報告第1号蘭越町公共施設等総合管理計画の策定について報告を行います。

報告説明を求めます。

山内総務課長。

○総務課長(山内勲) ただいま上程されました、報告第1号蘭越町公共施設等総合管理計画の策定につきまして、御説明いたします。

こちらにつきましては、計画の一番最後に添付してありますA3版の一枚ものの概要書で説明をさせていただきたいと思っております。どうぞご覧ください。

初めに、計画策定の目的でございますが、平成26年4月に内閣府総務省が主導となり、公共施設の今後のあり方について、資産更新問題のとりまとめを行うということで、全国的に指示があり、本町におきましても、今後、減少する人口を見据え、老朽化する公共施設等の更新について、計画的な更新、統廃合、長寿命化等の検討が必要であることから、公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点に立って総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に策定したものでございます。

なお、この計画の策定公表が次年度以降の建設事業等における社会資本整備総合交付金の補助対象となる必須条件となっております。

次に、1の本計画の位置づけでございますが、総合計画の下位計画としての位置づけ、その下に今後策定を予定している個別計画を置いております。

次に、2の公共施設等の現状でございますが、ご覧の内容で10区分に分類をしております。延べ床面積と分類別割合、また、人口1人当たりの面積を算出しております。これにより、分類別割合では、住宅が全体に占める面積割合で一番多く27.9%、次いで産業、その次いで学校教育となっていることが分かります。また、一人当たりの延べ床面積の全国平均が3.22平米に対して、本町では23.4平米と大幅に広い状況であることも読み取れます。

つづきまして、3の財政等の見通しでございますが、棒グラフは5年刻みの公共施設の更新費用でございます。耐用年数経過による再調達価格で試算しております。つまり、耐用年数がきた施設を同じ規模で新しく更新した場合に要する費用ということで、今後50年間、全ての施設を保有をすることを前提にした費用の試算額は138億円となり、財政への負担が懸念されるところでございます。また、人口の推移や高齢化の進行を見据えた場合、扶助費等の事務的経費が増加することから、公共施設等の管理運営に係る費用を縮減しつつも機能の維持を図っていくことが大きな課題となってくるものと推察しております。

つづきまして、4の今後の公共施設等の管理方針についてでございますが、計画期間を平成28年から10年間とし、総合的かつ計画的に管理する役場内組織を設置し、一元的なデータ管理を行って取り組んでいく必要があるとしております。また、計画の見直しについてでございますが、施設の適正配置については、議会や町民に情報提供を行い、共有化を図ることとしております。

なお、公共施設管理等の基本的な考え方として、供給の関しては機能の複合化等による効率的な適正配置を図る。また、品質に関しては、予防保全型の維持管理を推進する。さらに、財務に関しては、長期的費用の縮減と平準化を図るとしてしております。また、インフラ試算につきましてもご覧の内容で検討を進めてまいります。

基本的には今後はこの管理計画の基本方針に基づきまして、公共施設の適正な管理、更新を進めていくことといたしますが、各施設ごとの統廃合、長寿命化等につきましましては、必要に応じて個別計画を策定し、検討してまいります。

以上、特別交付税の財政措置を受け、蘭越町公共施設等総合管理計画を策定いたしましたので、議会の皆様方に報告するものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって報告説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって報告済みといたします。

○議長（富樫順悦） 日程第19、報告第2号所管事務調査の結果について、常務文教常任委員長から報告を願います。

8番中島議員。

○8番（中島湓子） ただいま上程されました、報告第2号総務文教常任委員会の所管事務調査について、報告いたします。

平成28年第2回蘭越町議会定例会において、閉会中の継続調査の承認を受けました。今年度から本委員会の所管事務に関する調査を2日間に分けて実施することとし、平成28年9月27日に総務課・健康推進課及び住民福祉課に関する所管事務調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

はじめに、総務課について調査をいたしました。

地方創生総合戦略事業については、本年1月に策定された蘭越町総合戦略に掲げられ、現在取り組み中の事業について、地方創生担当から進捗状況の説明がありました。3つの戦略、9つの施策に関する各事業は、各課の連携が大切であり、来年度早期に推進体制が構築できることを望みます。

基幹産業の事業領域拡大の分野では、町が米やトマトジュースの商品開発に率先して鋭意取り組んでおり、努力に敬意を表します。しかしながら、産業振興など所期の目的が十分達成できるように、町と生産者や関係団体との連携した取り組みが充実され、事業の波及効果が一層促進されることを期待いたします。

港地区の風力発電事業計画については、後志風力発電株式会社によって、現在進められている計画は、5月に法定の地域協議会が設置され、会社による国への環境アセスメント手続きも順調に進んでいるとの説明がありました。今年度中には協議会の基本計画と、会社の工事計画がまとめられ、来年から着工し、平成31年度には運転が開始される予定であります。

新電力会社の北海道電力への充電事業には難しい課題があるかもしれませんが、今後、地元港地区や町民への丁寧な説明を行い理解を得た上で、再生可能エネルギー事業が推進できるように努めていただきたい。

新行政通信システムについては、平成26年から整備を実施し、本年度の完成を目指して屋内設備の設置工事が佳境を迎えており、全体の49%を設置済みですが、施工班を増やして年内には終えたい旨の説明がありました。また、屋外スピーカーの音量や時報楽曲の演奏時間などは試行中であり、本実施時に改善されることであり、防災機能向上と町民への情報通

信網の充実を期待いたします。

適期の工事実施と予算執行についてですが、予算計上された建設工事については、年度後半には駆け込み的になることも多く、建設業者の受注体制も厳しい状態になり、また、降雪のため工事の実施や仕上がりは大変困難であることが以前から指摘されています。予算執行の面から見ると年度内の完了することは当然ですが、最小の経費で最大の効果を得るという面は降雪期の施工は極力避けるべきであります。それが発注時期に懸念される場合は、次年度早期に発注できるような予算の組み替えを行うなどの柔軟で効果的な執行ができないものか検討していただきたい。

つづいて、健康推進課について調査いたしました。

ケアハウス建設計画については、建設場所を含めた建設計画に遅れが生じている旨の説明がありました。建設実現に向け、関係団体により一層努力されることを望みます。特に介護部門の人材確保は困難であることから、全体ではなく10名程度的一部分スタートも視野に入れながら推進すべきと考えます。

共同高齢者住宅計画については、住宅を建設することにより、中心市街地活性化に波及効果をもたらすものと考えます。訪問介護やセンターこんぶ、めなを含めた連携、ショートステイなどの入居を含めた中でどのような形が望ましいか十分に協議を深めていただきたい。また、入所条件も十分検討し、高齢者が安心して暮らせるように、料金体系についても十分な配慮を講じられたい。

受診向上のための取組については、住民がより受診しやすいように特定健康診査や胃・肺・大腸などの検査を同日実施、春と秋にはミニドックを実施するなどの取り組みについての説明がありました。また、子宮がん及び乳がん検診無料クーポン券に加え、国の基準である隔年受診を、町独自で毎年受診できるよう見直すとともに、乳がんについては受診対象年齢を40歳から30歳に引き下げ、受診機会の増加に努め、今年度からは健康ポイント事業を導入し、らぶちゃんカードを活用して健康ポイントを付与するなど、職員の努力が認められます。

定期予防接種については、特に乳幼児に対する予防接種の種類や回数が多いことから、個別の予防接種スケジュールを作成し保護者へ配布、接種

漏れがないように管理と周知をしている旨の説明がありました。また、平成28年4月からは日本脳炎予防接種、10月にはB型肝炎予防接種が定期予防接種となるため、広報らんこしの記事掲載や対象者への個別案内などの周知に努めています。高齢者のインフルエンザ予防接種は費用の全額を助成、高齢者肺炎球菌感染症に対する予防接種は費用の半額を助成することにより、乳幼児から高齢者まで高い予防接種率となっています。今後も予防接種スケジュール等の周知、子宮頸がん予防ワクチンの副作用や安全性の確認等の情報収集に努め、高い接種率の維持を図られることに期待いたします。

最後に、住民福祉課について調査をいたしました。

保育時間の延長については、保護者のニーズに応じて実施したもので、取り組みに対し高く評価します。また、一時保育の充実については、突発的よな要望もできる限り対応する施設に対し併せて高く評価します。現在、20名の保育士で勤務のシフトを微調整しながら対応していると説明がありましたが、多様なニーズに対応するためには人員の確保が課題となります。クラス編成と定員、配置する保育士のバランスを考えながら、できる限り保護者のニーズに応えられるように十分な配慮を講じられたい。

多子世帯の保育料の軽減の拡大については、国の平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みとして保育料軽減措置を拡充する制度改正に伴う措置であるとの説明を受けました。この制度では年収360万円未満相当の多子世帯等に限定されることから、本町において該当する世帯が少なく、大きな影響を及ぼしたことは言い難いと感じます。子育て支援の一つとして見据え、年収枠の拡大や該当要件の緩和など本町独自の施策として、安心して住んでもらえる万全な体制づくりを構築することに期待いたします。

次に、マイナンバーカード交付状況と課題については、本町における8月末の交付状況は、人口の8%弱である旨の説明がありました。国は約7割以上の国民に個人番号カードを所持してほしいと望んでいるところですが、現段階はカードの必要性が低いことから、今後においても交付率が低い状況が続くことが予想されます。国ではマイナンバーカードの医療保険証機能について検討していることから、今後も情報収集に努め、町民に広

く周知していただくことを望みます。

以上、総務文教常任委員会所管事務調査の報告を終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって報告を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第20、報告第3号、所管事務調査の結果について、経済建設常任委員長から報告を願います。

7番福村議員。

○7番（福村正見） ただいま上程されました、報告第3号経済建設常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

平成28年第2回蘭越町議会定例会において、閉会中の継続調査の承認を受けました本委員会の所管事務中、建設課の調査が終了いたしました。

調査期間は平成28年10月14日の1日間です。出席議員は私、福村ほか4名の委員であります。

それでは、調査結果を御報告申し上げます。

1、平成28年度町道の除雪体制及び雪対策検討委員会の概要についてでございます。

除雪工区につきましては、昨年まで12工区のうち2工区を直営で行っておりましたが、1つの工区を民間に移行し、直営は1項区としております。

また、委託経費積算基準に関わる労務単価につきましては、北海道の単価に準用し増額しております。昨年から実施しました除雪機械の貸与につきましては、昨年同様9台を無償で貸与することとしており、借受業者において任意の対人・対物賠償保険の加入を義務付けていると説明がありました。

今季の除雪につきましては、十分な安全対策に配慮願います。

本年1月には、町民と請負業者が一体となって雪対策システムの構築を目的とする雪対策検討委員会を設置しており、各地区及び団体の代表者、請負業者など幅広く委員を選出し、これまで3回の検討委員会を開催しているとのことでした。

その中で、雪対策の現状と課題について整理し、町の厳しい財政状況を

踏まえ、私道除雪の要件の見直しや冬期間の閉鎖路線の拡充など、さまざまな課題や問題点を協議・検討していました。

特に、町民パトロール隊による除排雪マナーの向上と除雪ボランティアによるコミュニティの構築については、大変良い施策と考えておりますので、今後、細部にわたって検討し、設置できるよう期待いたします。

なお、パトロール隊と除雪ボランティアを合わせることも可能ではないかと思っておりますので、検討を願います。

2、大谷団地建替計画についてです。

大谷団地につきましては、昭和50年から56年に建設されており、30年の耐用年数も経過し、老朽化等も激しいことから、平成29年度から5か年計画で5棟40戸を建替えていく計画であり、1回目の住民説明会もすでに終わっているようでございますが、今後においては十分な説明・協議を進めていただきたいと思います。

3、蘭越町定住子育て支援住宅外構工事についてでございます。

黄金地区に位置している定住子育て支援住宅の外構工事は駐車場舗装と、公園整備が主なものでありましたが、すでに工事は完了しておりました。

公園については、各種遊具が備えられていましたが、今後、居住者に対して共有部分における住宅環境の管理も含めた公園利用等の説明を行い、特に子どもの安全対策には十分配慮を願います。

4、旧目名小学校改修工事でございます。

旧目名小学校は防災避難場所として指定されており、工事内容としては、主に校舎屋上防水改良工事と体育館屋根改修工事となっております。

工事の進捗率は25%と順調に進んでおりましたが、これからの季節は天候が不安定でありますので、高所等の工事が多いことから、事故のないよう万全を期していただきたいと思います。

5、町道目名市街共有地線歩道改良舗装工事についてでございます。

この町道は道道名駒田下線を結ぶ道路であり、この地区には居住型の高齢者センターもあり、車や歩行者の利用も比較的多く、また、地域住民の防災避難道路にもなっております。

しかし、舗装の劣化など老朽化が進み、歩行者の安全に支障があったため、歩道の幅を前より広くしております。進捗率が98%でほぼ工事が終

了しております。高齢者にとっても安全な仕上がりになっておりました。

6、蘭越単身者住宅建設工事でございます。

蘭越地区単身者用住宅は、昨年11月に完成したもので、今回は進入路の工事ではありますが、進捗率は11.8%となっております。

工事内容は道路工事、法面工事、排水工事といった工事内容で、住宅の玄関前が主となっておりますので、居住者及び近隣住民の安全確保に努めていただきたいと思います。

調査報告は以上でございます。

これをもちまして、経済建設常任委員会所管事務調査の報告を終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって報告を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第21、報告第4号例月出納検査結果報告について、代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしましたので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第22、承認第1号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて、平成28年第4回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後 3時39分 閉会